

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和2年2月6日(木)
午前10時
場 所 第1委員会室

付議事項

- 1 市役所本庁舎耐震改修事業の進捗状況について
- 2 市役所利用者駐車場について

工事種目	期間	令和2年												令和3年					備考										
		令和元年			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	4月	5月							
		10/31	20/31	31/31	10/31	10/29	10/31	10/30	10/31	10/30	10/31	10/30	10/31	10/30	10/31	10/30	10/31	10/28		10/31	10/30	10/31							
老化対策工事	PH階										議場: トライバル台改修				A階: 内部改修, 屋上防水改修														PH階は使用しない
	3階													非常用照明	議場: 内装改修														居ながら工事
	2階												便所改修	B階: 防火シャッター															居ながら工事
	1階													非常用照明	エンタス階段: 防煙垂れ壁・内装改修														居ながら工事
耐震補強工事	南側													南側仮囲い(仮囲い設置期間中: 非常用出入口制限・誘導灯調整)															
	北側													北側仮囲い(仮囲い設置期間中: 非常用出入口制限・誘導灯調整)															
別館新築工事	改修																												居ながら工事
	新築																												
申請等	建築確認																												
	仮使用認定																												

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による

確認済証

第H31確認建築宇部土木00009号

令和元年12月16日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮一 印



下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日
 2. 建築場所、設置場所又は築造場所
山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地、1806-8番地
 3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
 - (1) 建築物の名称 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）
 - (2) 主要用途 市役所
 - (3) 工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替
 - (4) 延べ面積（建築物全体）

a. 申請部分の面積	912.15 m ²
b. 申請以外の部分の面積	7,886.05 m ²
c. 合計の面積	8,798.20 m ²
 - (5) 申請棟数 3
 - (6) 建築物の構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 建築物の階数 地階を除く階数（地上階数） 3階
地階の階数 0階
 - (8) 天空率適用 有 無
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用
 4. 適合判定通知書の番号
山口適判第31077号
 5. 適合判定通知書の交付年月日
令和元年12月2日
 6. 適合判定通知書の交付者
一般財団法人 山口県建築住宅センター
- (注意) この証は、大切に保存しておいてください。

○建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日)

(法律第二百一号)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定

する区域を除く。)若しくは景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
 - 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
 - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行つた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
 - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行つた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規

定による確認をすることができる。

- 6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（昭二六法一九五・昭二九法一四〇・昭三四法一五六・昭三八法一五一・昭四三法一〇一・昭五一法八三・昭五三法三八・昭五六法五八・昭五八法四四・昭五九法四七・昭六二法六六・平一〇法一〇〇・平一一法八七・平一一法一六〇・平一二法七三・平一六法一一一・平一八法四六・平一八法九二・平一八法一一四・平二六法五四・平三〇法六七・一部改正）

建築基準法第6条第7項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第H31宇部土木00006号

令和元年8月8日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮一 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山口県建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地、1806-8番地

(理由)

建築基準法施行規則第1条に3等に不備及び不明確な点があるため。（別紙のとおり）

(備考)

当該事項について、補正、追加説明書の提出を求めます。

提出期限 令和元年9月5日

別紙

ロ. 不明確な点 (追加説明書の提出)

条文	図書の種類	内容
施行規則 第1条の3	エレベーターのかご、昇降路 及び機械室の断面図	施行令第129条の10及び告示第1423号で規定する頂部 すき間及びピット深さについて明示すること。
施行規則 第1条の3	本館棟の北側屋外階段に係 る地盤調査報告書、構造図及 び構造計算書一式	本館棟の北側屋外階段について、法第20条による区分 に応じ、施行規則第1条の3で規定する図書を添付す ること。
施行規則 第1条の3	各階平面図など	今回工事により下記の規定が遡及適用される既存部分 がある場合、遡及適用される規定に応じて、施行令第1 条の3で規定する図書を添付すること。 ・法第28条の2 ・施行令第5章第2節、第4節及び第5節
建築基準法施 行細則第2条 第1項第3号	不適格建築物調書	申請部分に係る一の建築物の既存部分について、既存不 適格となる条文やその部分について、不適格建築物調 書を添付し明確にすること。 ※別添の様式により作成すること。 ※確認済証の写し等を添付すること。 ※「既存不適格調書」については、別館棟、本館棟そ れぞれについて作成すること。

[連絡先]

宇部土木建築事務所 建築住宅課
担当：小池、伊藤
TEL 0837-52-1660
FAX 0837-52-0793

第七号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第7項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第H31字部土木00008号

令和元年9月5日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮一 印



下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山口県建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地，1806-8番地

(理由)

建築基準法施行規則第1条の3等に不備及び不明確な点があるため。（別紙のとおり）

(備考)

当該事項について、補正、追加説明書の提出を求めます。

提出期限 令和元年10月3日

別紙

ロ. 不明確な点 (追加説明書の提出)

条文	図書の種類	内容
施行規則 第1条の3	エレベーターのかご、昇降路 及び機械室の断面図	施行令第129条の10及び告示第1423号で規定する頂部 すき間及びピット深さについて明示すること。
施行規則 第1条の3	本館棟の北側屋外階段に係 る地盤調査報告書、構造図及 び構造計算書一式	本館棟の北側屋外階段について、法第20条による区分 に応じ、施行規則第1条の3で規定する図書を添付す ること。
施行規則 第1条の3	各階平面図など	今回工事により下記の規定が遡及適用される既存部分 がある場合、遡及適用される規定に応じて、施行令第1 条の3で規定する図書を添付すること。 ・法第28条の2 ・施行令第5章第2節、第4節及び第5節
建築基準法施 行細則第2条 第1項第3号	不適格建築物調書	申請部分に係る一の建築物の既存部分について、既存不 適格となる条文やその部分について、不適格建築物調 書を添付し明確にすること。 ※別添の様式により作成すること。 ※確認済証の写し等を添付すること。 ※「既存不適格調書」については、別館棟、本館棟そ れぞれについて作成すること。

[連絡先]

宇部土木建築事務所 建築住宅課
担当：小池、伊藤
TEL 0837-52-1660
FAX 0837-52-0793

建築基準法第6条第7項の規定による

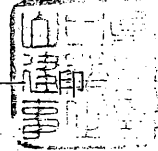
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第H31宇部土木00010号

令和元年10月3日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮



下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山口県建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地、1806-8番地

(理由)

建築基準法施行規則第1条の3等に不備及び不明確な点があるため。（別紙のとおり）

(備考)

当該事項について、補正、追加説明書の提出を求めます。

提出期限 令和元年10月31日

別紙

イ. 軽微な不備（申請書等の補正）

図書の種類	内容
【申請書など】	
申請書第二面	<ul style="list-style-type: none"> 代表となる設計者の【3.イ】欄について、建築士登録番号を正確に明記すること。※「岩手県知事」となっていますが、「大臣」では。 各建築士の【2.ハ】欄及び【3.ハ】欄について、建築士事務所登録番号を正確に明記すること。※(F)や(A)が必要。 【8】欄について、提出不要である理由を()内に記入すること。
申請書第三面	<ul style="list-style-type: none"> 【1】欄について、図面と整合させること。 ※1810番「他」となっていますが、「地」では。 【5】欄に公共下水の処理区域内であれば、その旨を明記すること。 【8】欄について、主要用途を具体的に明記すること。 ※各第四面、第五面の用途記入欄においても同様。 【11.ホ】欄の申請部分に、自転車置場の面積を追加し、延べ面積及び容積率を修正すること。 【13.イ】欄について、申請に係る建築物の最高高さを図面と整合させること。 【17】欄は空欄とすること。※一体増築の場合は、中間検査対象外となります。 【19】欄に10㎡以下の敷地内の建築物について、建築物名称、新設・既設の別、構造、規模等を明記すること。
申請書第四面 (番号1)	<ul style="list-style-type: none"> 【4】欄について、正確に明記すること。 ※一の建築物としては主な構造はRC造であり、一部S造では。 【7】欄について、「その他」にチェックを入れること。 ※他の棟についても同様。 【9】欄について、既存部分を含めた一の建築物として明記すること。
申請書第四面 (番号2)	<ul style="list-style-type: none"> 【9.イ】欄及び【9.ロ】欄の数値が図面から確認できるようにすること。 【12.イ】欄及び【12.ロ】欄について、図面と整合させること。 ※1F:1920.30㎡、3F:1708.18㎡では。 【19】欄に今回増築を行う部分について明記すること。 ※屋上庭園の0㎡増築部分についても明記すること。
申請書第四面 (番号4)	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積が10㎡を超える棟についてのみ、第四面以降を作成すること。
申請書第五面 (番号1)	<ul style="list-style-type: none"> 2Fの【5】欄について、図面(238図)と整合させること。 ※3800では。
申請書第五面 (番号2)	<ul style="list-style-type: none"> 4F及び5Fの【5】欄の数値を図面から確認できるようにすること。 1F、2F及び3Fの【6】欄の数値を図面から確認できるようにすること。 1F及び3Fの【7】欄の数値について、図面と整合させること。 ※1F:1920.20㎡、3F:1708.18㎡では。
申請書第六面 (別館棟)	<ul style="list-style-type: none"> 【6.イ】欄について、構造計算に用いたプログラムのVer.を正確に構造計算書と整合させること。 番号1-2の【3.ロ】欄の数値が図面から確認できるようにすること。 既存部分についても第六面を作成すること。
申請書第六面 (本館棟)	<ul style="list-style-type: none"> 【3.ロ】欄の数値が図面から確認できるようにすること。※番号2-1、2-2共通 番号2-1の【7】欄について記入すること。

別紙

	<ul style="list-style-type: none"> ・構造上分離した屋外階段について、第六面を作成すること。
既存不適格調書	<ul style="list-style-type: none"> ・本館棟の確認履歴と図面の延べ面積について整合性について確認すること。 ・処分履歴が空白となっている倉庫について、建設時期を備考欄に記載すること。
構造耐力関係規定既存不適格の現況調査報告書 (本館棟)	<ul style="list-style-type: none"> ・1. (1)の表について、構造上分離された建築物の部分毎に記入すること。なお、棟番号は申請書第六面の番号と整合させること。※(3)表も同様。 ・(4)について、既往工事の履歴がわかる配置図及び平面図を添付すること。
図面一般	<ul style="list-style-type: none"> ・本館棟と市役所別棟の接続部分の詳細図を添付すること。 ・換気設備平面図に明記された延焼ラインの線を鮮明にすること。 ・本館棟の階段、渡り廊下及びホールの開放性について図面から確認できるようにすること。 ・設備図面に明記された工事場所を申請書と整合させること。
工事概要・敷地求積図 (228 図)	<ul style="list-style-type: none"> ・棟別概要の棟名を全体配置図と整合させること。
全体配置図 (229 図)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請建物面積表の市役所本館(既設部分)の延べ面積について、既存不適格調書の値を整合させること。(一部解体等を行っている場合は、既存不適格調書⑤にその部分と時期を明記すること。) ・申請建物 3、4 及び既設建物 1 3 と本館棟との延焼ラインを明記すること。 ※本館棟にはこれら建築物からの延焼のおそれのある部分は生じないが、これら建築物は本館棟からの延焼のおそれのある部分は生じるため。 ・申請建物 1 及び 2 について、渡り廊下外形や軒のラインが確認できるように表記すること。 ・各建築物間の外壁中心線の位置を再度確認の上、延焼ラインを正確に明記すること。 ※一の建築物とみなしている部分を明確にすること。 ・申請建物 2 の最高高さを申請書と整合させること。 ・申請建物 1 及び 2 の避難上の出入口から接道する道路までの敷地内通路を明記すること。 ・敷地内の既設側溝の排水先を明記すること。 ・申請建物 3 及び 4 の配置寸法を明記すること。 ・本館棟と別館棟をつなぐ既設渡り廊下の建築面積は、別館棟の既設部分の建築面積に含まれているのでしょうか。 ・申請建物 2 の増築部分の建築面積 147.74 m²の根拠を明示すること。 ・配置図に各申請建築物の各部分の高さを明記すること。
【別館棟関連】	
必要換気量チェックリスト (別館棟)	<ul style="list-style-type: none"> ・M-20 図に明記された換気量計算表と整合させること。 ・※職員食堂及び休憩スペースは、一体となる空間の気積に対する換気回数を算定すること。
採光・換気・排煙の計算表 (別館棟)	<ul style="list-style-type: none"> ・増築部分ボンベ庫の排煙設備の規定について、明記された告示を適用するのであれば、壁及び天井を準不燃材とすること。 ・増築部分の文書庫について内装制限 OK となっているのではなせでしょうか。

別紙

	<ul style="list-style-type: none"> 増築部分の1階風除室、エントランス及び2階廊下について、内装制限及び非常用照明に対する適法性を明記すること。 PS部分について、堅穴区画されていない場合、排煙告示等により排煙規定の適法性を検討すること。 既存建築物の各室について、今回申請に係る工事に伴い再度適法性を確認する必要がある室とその規定、及び、遡及適用の対象となる室とその規定のみについて法規チェック表を作成すること。 既設湯沸室の火気使用室の内装制限について、法適合性を明記すること。 風除室、エントランス、1F通路、渡り廊下・EVホールの防煙区画は、天井面から30cm以上下方に突出した防煙壁により区画すること。 既存1Fエントランス・廊下・事務所の排煙開口面積の算定において、aw-9の高さ「0.85」の数値を再度確認すること。 排煙窓が突き出し窓となる場合は、開口部面積は下記のとおり算定すること。 (有効開口面積) = (開口部面積) × sinα ※α = 開放角度
<p>別館棟求積図 (10図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> エントランス部分の吹き抜けを考慮して床面積を算定すること。 既設建築物との接続部分の幅「2,555」の根拠を平面図等で示すこと。 Gの面積算定について、山口県建築基準法取扱集のとおり算定すること。 屋外階段の寸法「9,165」及び「1,970」の根拠を平面図等で示すこと。 Exp. j部の床面積について、接続部分と算定部分にずれがあるので整合させること。
<p>別館棟仕上表 (231図、232図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1階風除室、1階エントランス・通路、2階ホール及び3階階段室の壁の仕上げについて、断面図(242図)と整合させること。 2階ホールの天井の仕上げについて、断面図(242図)と整合させること。 EVホール及び渡り廊下の防火区画を構成する壁の仕様を明確にすること。 内装制限がかかる室の仕上塗料の不燃性能等(認定番号共)を明示すること。
<p>別館棟2階平面図 (234図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 湯沸室のコンロ部分の仕様について明記すること。
<p>別館棟1階立面図 (237図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平均地盤面からの最高高さ及び最高軒高さを明記すること。 ※申請書と整合させること。
<p>別館棟断面図 (238図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> B-B断面図について、Y3通りの庇を明記すること。 区画の壁と床又は屋根が接する部分の詳細図を図示すること。
<p>階段詳細図1 (242図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> X6-Y2柱とその隣の間柱に施工される耐火被覆についてその詳細を明示すること。
<p>別館棟建具表 (253-255図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> SD-8の幅を明記すること。 LSD-7について、避難時に支障ない電気錠であればその旨を明記すること。 堅穴区画を形成する防火戸に「遮炎性能」があることを明記すること。 天井ラインを図示すること。 AW-20は防火設備とすること。※施行令第112条第11項
<p>別館棟1階平面図詳細図 (275図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仮設間仕切りについて、完了検査時には撤去されているのであれば表記を削除すること。※2階も同様
<p>別館棟断面詳細図 (278図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> Exp. jの仕様が確認できる各部詳細図を添付すること。

別紙

<p>別館棟昇降機設備図 (284 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頂部すき間を 1.2m 未満とするのであれば、設置する緩衝器が告示第 1423 号第一第二号第六号口に定めるものに該当するか否かを明記のうえ、設置する緩衝器により同告示第一第一号口 (1) 又は (2) で定める計算式と計算内容を明記すること。 ※本館棟の昇降機設備図も同様。
<p>別館棟法規確認図 (285 図、286 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各階渡り廊下の有効幅を明記すること。 ・ ボンベ庫に保管する不燃性物品について具体的に明記すること。また、工場及び危険物調書を作成し添付すること。 ・ 耐火認定の番号を正確に明記すること。※PF ではなく FP では。 ・ 外壁の厚さを仕上げ表と整合させること。 ・ 合成柱及び合成梁の ALC パネル及び吹付ロックウールの厚さを明記すること。また、使用する吹付ロックウールの不燃認定番号を明記すること。 ・ 床の認定を使用する部分を明記すること。 ・ 間仕切り壁の耐火仕様を明記すること。 ・ 防火区画の面積算定図及び算定式を明示すること。 ・ 既設建具表に天井ラインを明記すること。 ・ 既設建具表に排煙窓の開放角度及びガラリの隙間等を明記すること。 ・ 既設部分の区画の面積の合計 1,288.5 m²について、「2~3F」と表記されていますが、「1~3F」間違いでは。 ・ スパンドレルの寸法を明記すること。 ・ 風除室上部の ALC を支持する梁に耐火被覆を行うこと。
<p>別館棟 3 階衛生系統図 (390 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火区画を貫通する部分の隙間の処理について詳細を明記すること。
<p>別館棟 1 階非常照明設備図 (74 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照度円の凡例を明記すること。※何 lx の照度円でしょうか。 ・ 非常用照明の設置高さを明記すること。 ・ Z の非常用照明装置の照度円を明記し、避難経路上の階段及びエントランスにおいて必要照度が確保されているか再度確認すること。※2 階も同様。
<p>別館棟 1 階照明器具姿図 (80 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置する非常用照明装置について、仕様及び設置高さによる能力を明記すること。
<p>【本館棟；田仲氏作成図面 関連】</p>	
<p>本館棟求積図 (10 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計延べ床面積の値の計算結果を再度確認し、全体配置図と整合させること。※5,340.33 m²になります。 ・ 各寸法の根拠を平面図等から確認できるようにすること。 ・ 2階及び3階のアウトフレーム部分が床面積に算入されないのであれば、既存部分からアウトフレーム部分への出入りができないことが確認できる図面を添付すること。 ※断面図 1(25 図)では、十分に出入りが可能なように見受けられます。 ・ 建築面積算定図の Y 及び F について、1.67 の値を他の平面図と整合させること。 ・ 建築面積の算定は壁や庇の先端からとすること。 ・ 2階及び3階の庇下の床面積を参入すること。 ・ 屋外階段部分の建築面積の算定は山口県建築基準法取扱集のとおりとすること。 ・ 1階求積図に計算表の 20 及び 21 を正確に反映させること。 ・ 2階求積図の 16 の寸法を明記すること。

別紙

	<ul style="list-style-type: none"> 2階屋上庭園の屋根のある部分について、屋根下が屋内的用途に供されるかどうかを明記の上、屋内的用途に供する場合は床面積に算入すること。 ※新設又は撤去新設する屋根のある部分は今回申請の増築部分として扱うこと。 EV棟部分の床面積が1階のみ異なる理由について説明すること。 R1階求積図について、1の周囲の点線が何を示すのかを明記すること。 R1階求積図について、3がどの部分なのかを明記すること。 R1階のDSとEV機械室を床面積に算入すること。
本館棟1階平面図 (11図)	<ul style="list-style-type: none"> 方位を明記すること。※他階平面図も同様。 室名は完了検査時のものとし、他平面図と整合させること。※他階平面図も同様。
本館棟3階平面図 (13図)	<ul style="list-style-type: none"> 仮設間仕切りについて、完了検査時には撤去されているのであれば表記を削除すること。完了検査時に撤去されていないのであれば、仮設間仕切り壁の存在を考慮して避難規定等を検討すること。
本館棟R1階平面図 (14図)	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に存在する矩形等が何を示しているのか明記すること。
本館棟東北立面図 (16図)	<ul style="list-style-type: none"> 最高高さ及び最高軒高さを明記すること。 東立面図の北側屋外階段の3階部分の飛び出した線が何を示すのか明記すること。
本館棟西南立面図 (17図)	<ul style="list-style-type: none"> 南立面図の12通り地盤面付近及びPH階の改修部分について再度確認すること。
本館棟断面図2 (26図)	<ul style="list-style-type: none"> 改修後の断面図の3階ベランダの出の寸法について、他の図面(A1-1/25図)と整合させること。
南側屋外階段 (42図)	<ul style="list-style-type: none"> S-1の建具について詳細を明示し、他の図面にも当該建具を明記すること。
外構詳細図 (46図)	<ul style="list-style-type: none"> プレハブ倉庫について、最高高さ、最高軒高さ、開口部の位置・寸法・防火性能及び屋根や壁等の仕上げを明記すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 2階屋上庭園の屋上通路や上屋の新設部分は今回申請の増築部分として扱うこと(撤去・新設も含む)。また、これら増築が施行令第137条の2第3号イ(2)に適合するのであれば、その理由等を明記すること。 工事の工程表を添付し、工事中の避難施設等の状況が確認できるようにすること。 2階及び3階のエントランスとアウトフレームとの仕切りの仕様が確認できる図面を添付すること。 1階ピロティ部分が屋内的用途に供しないことを明記すること。
【本館棟；香川氏作成図面 関連】	
本館棟改修 1階平面図 (A1-1/23図)	<ul style="list-style-type: none"> 仮設便所について、工事作業員等以外も利用し、屋根がある場合は今回申請の対象となる建築物に該当するため、必要書類を作成し添付すること。 完了検査時に施工済みの工事のみ明記すること。第2期工事が完了検査後であるのであれば、確認申請の図面として、第2期工事に係る表記はすべて削除し、第1期工事の表記はすべて修正すること。 ※すべての図面において共通。確認申請の図書として適切に整理してください。現在の図書では第2期工事も完了検査前に施工するように確認できます。完了検査時を基準とした図面としてください。

別紙

<p>本館棟改修 改修後立面図 (A1-1/30 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物高さが最高高さを意味しているのであれば、申請書等と整合させること。
<p>本館棟改修 屋上通路構造図 1 (A1-2/35 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の屋上通路の耐火構造について、適用する条文を明記の上、大臣認定品を使用するのであれば、その認定番号を明記すること。
<p>本館棟改修 屋上通路構造図 2 (A1-2/36 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ア通り軸組図の通り名称を 35 図と整合させること。 ・ア 1 通り軸組図のイ 1-イ 2 間の寸法を 35 図と整合させること。 ・ア 3 通り軸組図のイ 4-イ 5 間の寸法を 35 図と整合させること。
<p>本館棟改修 1 階各室面積表 (A1-3/01 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非居室化と明記されていますが、非居室化して何の室になるのか正確に明記すること。また、室名は完了検査時の室名とすること。 ・居室判定について再度確認すること。 ※相談室(非居室化)とありながら、居室判定では○となっています。 ・凡例と表の整合について再度確認すること。 ・「風除室(2 期工事後)」とはどういう意味か説明すること。 ・図面と表の整合について再度確認すること。※税務課など ・面接室の縦寸法の根拠を明示すること。
<p>本館棟改修 2 階各室面積表 (A1-3/02 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課について表に記載すること。 ・「(基準法改修)」の意味について説明すること。
<p>本館棟改修 法規チェック (A1-3/04、05 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の各室について、今回申請に係る工事に伴い再度適法性を確認する必要がある室とその規定、及び、遡及適用の対象となる室とその規定のみについて法規チェック表を作成すること。 ※今回工事が法的に影響しない室や規定、第 2 期工事による内容は削除すること。 ・既存不適格となっている規定について、既存不適格調書と整合させること。 ・文字等の色に意味があるのであれば、その凡例を明示すること。 ・判定欄に「建具改修」や「防煙改修」とありますが、これから改修を行うという意味なのか、改修後によって OK となった意味なのか、判定欄の記載についてその意味を明確にすること。 ・宿直室の開口面積の算定を再度確認すること。 ・2 階シディセールス～廊下の室面積について室面積表と整合させること。 ・3 階議員控室の必要開口面積計算式の 1/50 の係数について説明すること。 ・条項は現行規定のものとする。※最新の法改正をよく確認すること。 ・居室の判定について各室面積表と整合させること。 ・適用する告示について再度確認すること。 ・図面名称を他図面と整合させること。 ・各室面積を室面積表と整合させること。 ・有効開口面積の算定根拠となっている建具について、再度確認すること。 ※算定根拠となる建具が建具表にない、建具表と寸法が不整合など。
<p>改修後建具リスト (A1-3/28～35 図)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回申請に係る建具のみを記載すること。 ・排煙オペレーターが設置される建具については、手動開放装置の高さを明記すること。

別紙

【構造図関連】	
構造特記	<ul style="list-style-type: none"> 柱と高力ボルトの認定書を添付すること。 F10T のボルトにチェックを入れること。 ※ブレースに使用するのでは。 高力ボルト以外のボルトにチェックを入れること。 S-06 図について今回申請での適用状況を明確にすること。 ※図面が優先される場合は、その旨を明記すること。
柱状図	<ul style="list-style-type: none"> 設計 GL の値を Bor-8 と 9 で整合させること。 孔口標高の値を構造計算書に添付された柱状図と整合させること。 ※プラス、マイナスが逆になっているのでは。
構造リスト 1	<ul style="list-style-type: none"> 2B1 のピン接合のタイプと HTB の数を整合させること。 ターンバックル筋かいに使用する鋼材の材質を明記すること。
構造リスト 5	<ul style="list-style-type: none"> RB12 の接合について明記すること。
基礎伏図	<ul style="list-style-type: none"> 小梁の位置の寸法を明記すること。※梁伏図においても同様。
2 階柱・3 階梁伏図	<ul style="list-style-type: none"> X2-X3 間の機械基礎の位置を、意匠図と整合させること。
Y1 通り軸組図	<ul style="list-style-type: none"> ハンチ部分の詳細を示すこと。
鉄骨詳細図	<ul style="list-style-type: none"> 1 階 Y2 通りにある「2B1」の表記について再度確認すること。 平面詳細図の Y3 通り X2 側の梁について、他図面と整合させること。 2B2 の詳細図について、構造リストの形状と整合させること。 P1 柱及び P2 柱の有効細長比を明記すること。 接合部の溶接記号を明記すること。
屋内階段鉄骨詳細図	<ul style="list-style-type: none"> 2 階 X6 通り P1 柱の上部に接続する梁について、他図面と整合させること。
屋外階段鉄骨詳細図	<ul style="list-style-type: none"> 2CG1 梁天端と 2FL 間の寸法を軸組図と整合させること。
鉄骨詳細図 (EV・渡り廊下棟)	<ul style="list-style-type: none"> 1-2 通り間の各階小梁の位置を他図面と整合させること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 間柱 P2 の柱脚及び小梁 RB12 の接合について明記すること。
【構造計算書；第 2 別館棟】	
P31、P32	<ul style="list-style-type: none"> 一貫計算で考慮していない小梁の荷重を考慮して床荷重を決定すること。
P34	<ul style="list-style-type: none"> 機器重量の根拠を明示すること。
P35	<ul style="list-style-type: none"> 文書庫の積載荷重を明示すること。
P50	<ul style="list-style-type: none"> 【1】欄の (土部構造) 1. の内容について、建物の大きさを構造図と整合させること。※11.50m ではなく 12.50m では。
P53	<ul style="list-style-type: none"> 屋外階段のモデル化をより現実に即したものとすること。 ※現在のモデルでは屋外階段の重量を 2G1 梁全体で受け持つようになっており、適切とは言い難いのでは。
P64	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨梁について、ハンチを考慮した設定とすること。
P67	<ul style="list-style-type: none"> c) 床構造について、小梁間隔を図面と整合させること。 ※名称 112、113 では等間隔ではないのでは。 ※名称 114、115、116 の小梁間隔は図面と不整合では。
P68	<ul style="list-style-type: none"> b) 鉄骨造の 2CG1 の出長さ L の値を図面と整合させること。また、等分布荷重 W の根拠を明示すること。 ※P556 の値と不整合なのはなぜでしょうか。
P74	<ul style="list-style-type: none"> RF 層 X5 通り Y1-Y2 間に特殊梁荷重 2 を設定すること。

別紙

P79	<ul style="list-style-type: none"> RF 層にかかる特殊スラブ荷重の荷重形パラメータの根拠を明示すること。 2F 層 Y1 フレームにかかる特殊スラブ荷重の P2 及び P3 の根拠を明示すること。 2F 層 Y2 フレームにかかる特殊スラブ荷重の P3 の値を再度確認すること。※壁芯からの距離になっているのでは。
P84	<ul style="list-style-type: none"> 追加重量の固定荷重の根拠を明示すること。
P96	<ul style="list-style-type: none"> 冷間成形角形鋼管計算条件の設定根拠について説明すること。
P514	<ul style="list-style-type: none"> 設計地盤面からの深度を P688 と整合させること。 深度の設定値の根拠と、P688 に明記されていない深度の N 値の設定根拠を明示すること。 ※上記 2 項目は P516 においても同様。
P554	<ul style="list-style-type: none"> 風力係数 1.2 の根拠を明示すること。
P568	<ul style="list-style-type: none"> 二次小梁の本数及び位置を図面と整合させること。 ※両側に小梁が接続されるので 4 本では。
P626	<ul style="list-style-type: none"> 小梁の部材寸法及び補強剛区間の長さ l_b の値を図面と整合させること。
P652、P653	<ul style="list-style-type: none"> 設計 GL の値を他図書と整合させること。
P661	<ul style="list-style-type: none"> 軸力 NL の値について P527 の数値と整合させること。
P668	<ul style="list-style-type: none"> 液状化による変形係数の低減定数 $\beta = 0.10$ の根拠を明示すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 施行令第 82 条の 4 に規定する検討を行うこと。 構造計算適合判定通知書を添付すること。
【構造計算書；EV・渡り廊下棟】	
P38	<ul style="list-style-type: none"> 搭状比を検討し算定結果を明示すること。 I-1.1.1 に入力されている高さ 12.870m の根拠を明示すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 別館棟における指摘事項と同様の修正を行うこと。
【その他】	
建築計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> 申請書と同様の修正を行うこと。

〔連絡先〕

宇部土木建築事務所 建築住宅課
 担当：伊藤
 TEL 0837-52-1660
 FAX 0837-52-0793

建築基準法第6条第7項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第H31字部土木00012号

令和元年10月28日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮一 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山口県建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地、1806-8番地
(理由)
建築基準法施行規則第1条の3等に不備及び不明確な点があるため。（別紙のとおり）
(備考)
当該事項について、補正、追加説明書の提出を求めます。

提出期限 令和元年11月25日

別紙

イ. 軽微な不備 (申請書等の補正)

図書の種類	内容
A-37 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y3 通りの最西の柱の位置を構造図や構造計算書と整合させること。 ※A1-40 図では X1-Y3 柱から西側に 2500 離れた位置になっています。 ・ 渡り廊下部分の耐火性能について詳細を明記すること。 ・ 2 階平面図において、渡り廊下の屋根の出を断面図と整合させること。 ※Y3 通りより北側、X2 通りより東側の部分 (350) ・ 階段部分の延べ面積 0 m²とするのであれば、階段下の部分は屋内的用途 (保管等) に供しないようにすること。また、目隠フェンス内をどのように使用するか明記すること。
A-38 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軒先部分の詳細図において、G1 梁のダイアフラムの接合部は、フランジとずれがないようにすること。 ・ GL から梁天端までの高さ「4, 550」について、軸組図と整合させること。
A-40 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ φ165.2 の杭の材質について、構造計算書と整合させること。 ・ 杭の継手方法について明記すること。 ・ 高力ボルト F8T を使用することを構造特記仕様書 (S-01 図) に反映させること。 ・ 屋根ブレースの表、「型 1 80mm 2 56mm 3 72mm」の表記について説明すること。 ・ 基礎フーチングの下端筋について明示すること。 ※上端筋の表記が 2 か所あります。 ・ 各梁の継手について、設計根拠となる資料を添付すること。 ※標準仕様でしょうか。 ・ X3 通りの地中梁について符号を明記すること。 ・ 各伏図の通り芯名称を A-37 図と整合させること。 ※Y3 が Y2 になっているのでは。 ・ BPL の材質を明記すること。 ・ 2 梁伏図において、Y3 通りより外側の寸法を明記すること。 ・ 杭の認定番号を明記すること。 ・ 杭の先端深さを明記すること。
A-41 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ BPL 下端の数値 130 について、A-40 図の F1 柱型図の数値と整合させること。 ・ 1C1 の λ の数値について、計算内容の詳細を示すこと。 ・ X1 軸組図及び X2 軸組図において、2F の柱の符号を A-40 図と整合させること。 ・ X1 軸組図及び X2 軸組図の軸の符号を整合させること。 ※Y1~Y3 では。 ・ Y1 軸組図及び Y2 軸組図において、X3 通りの柱で B3 が接続する部分にダイアフラムがある場合は、そのダイアフラムを図示すること。 ・ Y2 軸組図の 1 階柱及び X1-X2 間の 2 階梁の符号を A-40 図と整合させること。 ・ A 詳細図の梁は G1 では。 ・ 各小梁等の接合部の詳細図に大梁を図示すること。
調査位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面に設計者の記名押印を行うこと。 ・ 北側屋外階段の位置を図示すること。 ・ 設定地盤について、柱状図を明記すること。 ※基礎・地盤説明書として、柱状図に基礎及び杭の先端位置を図示すること。
図面その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ささらプレート及び踊り場プレートの接合詳細について図示すること。

構造計算一般	<ul style="list-style-type: none"> ・当該構造計算の方針や、設計者の考え方、特記事項等を明記すること。 ・Exp. j の幅の安全性について検討すること。 ・施行令第 82 条の 4 について検討を行うこと。 ・一貫計算のモデルにおいて、独立基礎部分を含めていないことの妥当性について説明すること。 ・Y3 通りより外側の跳ね出しスラブ(屋根)部分のモデル化の妥当性について説明すること。 ※小梁部分に接点を設定しているため、2m を超える跳ね出しスラブとして適切に計算されていないのでは。(P205/246 参照) ・剛床点解除について考え方等を示すこと。 ・階段部分のモデル化の妥当性について説明すること。 ※B3 小梁に階段部分が接続していることはどの部分から確認できますか。 ※踊り場部分は梁等に接続されないということで問題ありませんか。 ・基礎柱型の構造計算について添付すること。 ・小梁 B1 及び b の構造計算について添付すること。 ・BCR 柱を使用することによる地震力の割り増しが、計算書のどの部分から確認できるでしょうか。 ・GL がページによって異なることについて説明すること。 ※図面上の GL と一貫計算の GL が異なる。 ※P4/246 の GL は図面上の GL と同じになっていますが一貫計算に影響しないのでしょうか。
4/246	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎底深さとは何の深さを示すのか説明すること。 ※独立基礎の深さでしょうか。又は地中梁の深さでしょうか。 ※地中梁の深さの位置設定はどの部分から確認できますか。
6/246	<ul style="list-style-type: none"> ・Y1-Y2 間の小梁は B2 では。 ・X2 通りの Y3 より外側に接続する G1 梁等の長さについて、図面と整合させること。 ※P49 の設定値を確認する限り、長さ 3450 で設定されていますが、図面では 3500 を超えるのでは。 ・「桁」と表記されている部分は、構造計算上どのような扱いとなるか説明すること。
15・16/246	<ul style="list-style-type: none"> ・X2 通り及び X2A 通りにおいて、Y3 より外側の片持ち梁が図示されていないのではなぜでしょうか。
22/246	<ul style="list-style-type: none"> ・位置「ICJ」がそれぞれ何を示すのか説明すること。
37/246	<ul style="list-style-type: none"> ・代用する部材は、元の部材より単位重量が大きいものとする。
38/246	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は 2 階とすること。 ・立面及び平面が不整形な建築物にチェックすること。 ・2m 超える跳ね出しスラブ「有」にチェックすること。
48/246	<ul style="list-style-type: none"> ・座屈長さを部材長の 1.0 倍としても支障ない理由について詳細に説明すること。
92・93/246	<ul style="list-style-type: none"> ・構造モデル図の「□：パネル」と「■：剛域」について、構造計算による取り扱いや考え方等について説明すること。
112/246	<ul style="list-style-type: none"> ・柱脚の回転剛性の算定式について説明すること。
P2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の設計荷重を構造計算と整合させること。
P2-4	<ul style="list-style-type: none"> ・柱脚の計算に用いた応力について、引用した一貫計算の結果の部分(ページ数)を説明すること。

別紙

	・ 柱の厚さや規格が不整合である理由について説明すること。
P2-8	・ 地盤の変形係数「実測値」について、確認できる資料を添付すること。
P2-9	・ 柱状図を鮮明にし、数値等が確認できるようにすること。 ・ Bor-3 ではなく、Bor-6 を使用した理由を説明すること。
P2-18	・ $\Sigma q_{pi}=150\text{kN}$ の値の根拠について説明すること。

〔連絡先〕

宇部土木建築事務所 建築住宅課

担当：伊藤

TEL 0837-52-1660

FAX 0837-52-0793

建築基準法第6条第7項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第H31宇部土木00014号

令和元年11月1日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮一 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山口県建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地，1806-8番地

(理由)

建築基準法施行規則第1条の3等に不備及び不明確な点があるため。（別紙のとおり）

(備考)

当該事項について、補正、追加説明書の提出を求めます。

提出期限 令和元年11月29日

別紙

イ. 軽微な不備（申請書等の補正）

図書の種類	内容
申請書第三面	<ul style="list-style-type: none"> ・【9】欄「移転」にチェックをいれること。 ・【15】欄について、修正すること。
申請書第五面 番号1	<ul style="list-style-type: none"> ・既存部分を含めた一の建築物で第五面を作成すること。
申請書第五面 番号2	<ul style="list-style-type: none"> ・P2階及びP1階の【7】欄について、用途を具体的に明記し、用途毎に床面積を記入すること。 ・F3階及びF1階の【6.イ】欄について、最も低い天井高を明記すること。 ※F3階は議会会議室が2230mm、F1階は面接室3が2550mmでは。
申請書第六面 番号1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・【3.ロ】欄について、図面から確認できるようにすること。
申請書第六面 番号2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・【3.イ】欄及び【3.ロ】欄について、図面から確認できるようにすること。 ・【7】欄は空欄とすること。※法第86条の7第2項に該当するため。
申請書第六面 番号2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・【3.ハ】欄は地上2階とすること。 ・【5.ハ】欄について該当する構造計算にチェックすること。 ・【6】欄について記入すること。
申請書第六面 番号2-4	<ul style="list-style-type: none"> ・【3.ハ】欄は地上1階とすること。 ・【5.ハ】欄について該当する構造計算にチェックすること。 ・【6】欄について記入すること。
既存不適格調書	<ul style="list-style-type: none"> ・処分の履歴表に、前回指摘に対する回答No.28の内容を追記すること。 ・処分の履歴表について、空欄部分は下記のとおり記入すること。 【S38 新築(既設2)】：検査済証 第1486号 昭和38年4月30日 【S56 増築】：確認済証 第1102号 昭和56年5月27日 【H3 新築】：確認済証 第1514号 平成2年10月31日 検査済証 第1514号 平成3年7月18日 ・本館棟の「構造耐力関係規定既存不適格の現況調査報告書」について、1.(2)の表の棟番号を1.(1)と整合させること。
必要換気量計算 チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の床面積の根拠を示すこと。※仕上等の値と不整合 ・1階便所前の通路部分を含めること。
使用建築材料 チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・1階便所前の通路部分について適合状況を明記すること。 ・誤字を修正すること。※「既製」⇒「規制」 ・天井裏等の措置の表に、間仕切り壁内部や収納(SK)について追加すること。
追加図2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・断面図の通り芯の名称を再度確認すること。 ※E通り及びE0通りでは。
【別館棟関連】	
法規チェック表 (別館既存部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・1階エントランス・廊下・事務室の排煙開口面積の算定において、aw-9の高さ「0.85」の数値を再度確認すること。 ・1階風除室について、非常用照明と内装制限の規定は通路として対象となるため、適合状況を明記すること。
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所を申請書等と整合させること。 ※1806-8番地では、電気設備特記仕様書も同様。 ・各棟の高さ及び面積を申請書等と整合させること。
全体配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・検査済証のない既設建築物について“調査の上、建築基準法に適合していることを確認済みである”旨を明記すること。

別紙

	<p>※既設 1, 4, 10, 11, 12</p>
全体配置図(延焼ライン図)	<p>・申請建物 1 の延べ面積を申請書等と整合させること。 ※2176.76 m²では。</p>
求積図	<p>・吹き抜け及び階段の面積の算定は、手すり及び壁の中心線を基準とすること。 ・既存部分との接続部の寸法「2, 555」について、既存部分の壁及び柱の中心間となっているか再度確認すること。</p>
仕上表	<p>・2階ホールの壁の仕様について、北側及び南側の区画部の壁の仕様を追記すること。 ※廊下側との区画及び渡り廊下側(防火戸上部壁)の区画の仕様が不明 ・2階会議室 1 の壁の仕様について、2階ホールとの区画部の壁の仕様を追記すること。 ・アルミ複合板の不燃性能について明示すること。 ・合成梁及び合成柱に使用するロックウールの不燃認定番号を明記すること。 ※認定書で指定されている旧不燃認定番号第 1022 号に対応する現行認定番号は NM-8600 では。</p>
断面図	<p>・D-D 断面図に防火シャッター部分を図示すること。 ※防火シャッター一部の垂れ壁及び天井裏の区画について確認できるようにすること。</p>
建具表-2	<p>・CS-1 について、天井面から 30cm 以上下方に突出した部分が固定部分であることを確認し、その旨を明記すること。</p>
部分詳細図-2	<p>・Exp. j 部分に耐火材が使用されていることが確認できるようにすること。 ※詳細 10 の遮水シートの下の部材は耐火帯でしょうか。 ※屋根の部分には耐火材が使用されているのでしょうか。</p>
3階平面詳細図	<p>・相談室 2 に設置されている非常用照明の位置を図示すること。</p>
既設別館建具表	<p>・SSD-1 の改修後について、ラック開口加工部分は防煙壁として有効でしょうか。</p>
昇降機設備図 4	<p>・頂部すき間の計算式におけるパラメータ「S, RW, B, C」の数値の根拠について図面から確認できるようにすること。</p>
法規確認図 1	<p>・間仕切壁(非耐力壁)の耐火性能について、表記している認定以外の間仕切り壁についても、その仕様及び認定番号を明記すること。 ※法規確認図から使用する間仕切り壁の種類の別が確認できるようにすること。</p>
法規確認図 2	<p>・既設建具表に図示された天井高さについて再度確認すること。</p>
法規確認図 3	<p>・防火区画 1 の面積が求積図等と不整合である理由について説明すること。</p>
【本館棟；田仲氏作成図面 関連】	
求積図	<p>・2階の A 部分の算定結果について、再度確認すること。※計算ミス ・2階の 17 の寸法の根拠を明示すること。 ・2階及び3階のバルコニー部分について、角部分等で2面以上が外気に開放されている部分は、外気に開放されているすべての面から幅 2m を超える部分を床面積に算入すること。 ・3階のバルコニー部分について、横寸法は 0.67 とすること。 ※3階バルコニーの幅は 2.67m であるため。</p>

別紙

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階の12の縦寸法9,000の根拠を明示すること。 ・ 3階の16の寸法について、追加図1と整合させること。 ・ 建築面積の算定について、渡り廊下部分cの横寸法5.250の根拠を明示すること。 ・ 3階求積図の9と11の位置について、平面図等と整合させること。 <p>※追加図1も同様</p>
追加図1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階平面図の室名称を他の図面(A1-1/23図)と整合させること。
1階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後の室名称と他の図面(A1-1/23図)と整合させること。 ・ 改修後の「※」以降の記述について、耐震補強のアウトフレーム下の部分の事を示していることを追記すること。 ・ 「甲種防火戸」の表記は「特定防火設備」に修正すること。 <p>※2階、3階平面図も同様</p>
2階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 越屋根部分は「ハト小屋」であることを明記すること。 ・ 風除室B前のA-A0間のアウトフレームに表記されている仕切りの詳細について明記すること。※アルミ手すりでしょうか。 ・ 点検用出入口の高さについて再度確認すること。 <p>※手すりの高さとの不整合。点検用出入口の図面に手すりも図示すること。</p>
3階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトフレーム部分についてバルコニーとして使用しないのであれば、「バルコニー」の表記は削除すること。
追加図2-1, 2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の工程表を添付すること。※仮使用の申請の時期等も明記。 ・ 工事中の歩行距離、重複距離を明示すること。
南側階段 平面図・断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ S-1の建具について詳細を明示すること。 <p>※2階平面図に図示された点検用出入口と幅が異なる。</p>
南側階段 構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 告示第1347号第1で定める基礎に該当しない場合は、同告示第2で定める構造計算によって安全性を確かめ、その計算内容を添付すること。 ・ 柱の有効細長比を明示すること。 ・ 二面以上の軸組図を添付すること。 ・ G1梁のフランジについて、縁端部の種類を明記すること。 <p>※「せん断縁又は手動ガス切断縁」である場合、告示で定める構造計算が必要です。(告示第1464号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FS2の基礎断面図について、GLの位置を平面図と整合させること。 ・ BPLの材質について明記すること。
自転車置場 平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図の方位を明記すること。
外構詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレハブ倉庫の方位について再度確認すること。 <p>※開口部は北側になるのでは。</p>

[連絡先]

宇部土木建築事務所 建築住宅課
 担当：伊藤
 TEL 0837-52-1660
 FAX 0837-52-0793

建築基準法第6条第7項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第H31字部土木00018号
令和元年11月29日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮



下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山口県建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地、1806-8番地

(理由)

建築基準法施行規則第1条の3等に不備及び不明確な点があるため。（別紙のとおり）

(備考)

当該事項について、補正、追加説明書の提出を求めます。

提出期限 令和元年12月27日

別紙

イ. 軽微な不備 (申請書等の補正)

図書の種類	内容
【本館棟；香川氏作成図面 関連】	
本館棟改修 法規チェック (A1-3/04、05 図)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用する告示について再度確認すること。 ・ 図面名称を他図面と整合させること。 ・ 有効開口面積の算定根拠となっている建具について、再度確認すること。 ※算定根拠となる建具が建具表にない、建具表と寸法が不整合など。
図書全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積区画、排煙設備、非常用照明、内装制限及び2以上の直通階段の各規定について、適合状況が確認できるように図書を整備すること。

〔連絡先〕

宇部土木建築事務所 建築住宅課
 担当：伊藤
 TEL 0837-52-1660
 FAX 0837-52-0793

建築基準法第6条第7項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第H31宇部土木00019号

令和元年12月6日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮



下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山口県建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地，1806-8番地
(理由)
建築基準法施行規則第1条の3等に不備及び不明確な点があるため。（別紙のとおり）
(備考)
当該事項について、補正、追加説明書の提出を求めます。

提出期限 令和2年1月10日

別紙

イ. 軽微な不備 (申請書等の補正)

図書の種類	内容						
【本館棟；香川氏作成図面 関連】							
A1-1/08	<ul style="list-style-type: none"> 田仲氏作成の配置図と整合させること。 ➤ 既設建物 2 車庫の北側隣地境界線の位置 ➤ 既設建物 3, 4, 10 の建物名称 ➤ 既設建物 11, 12 を図示 						
A1-1/09	<ul style="list-style-type: none"> 耐火壁 A 及び B について、「114 条区画」の表記を「防火区画」の表記に修正すること。 “改修後の” 壁紙は不燃材とするのであれば、その旨を明記すること。 現況、飛散性のあるアスベスト建材が使用されていないのであれば、その旨を明記すること。 GB-F12.5 及び GB-F21 の不燃認定番号(NM-8615)を明記すること。 ※FP060NP-0174 及び FP060NP-0233 で指定されているため。 						
A1-1/10~17	<ul style="list-style-type: none"> 下記の室の壁下地について、仕上表と平面図を整合させること。 <table border="1" data-bbox="555 824 1337 1086"> <tr> <td data-bbox="555 824 651 884">[1F]</td> <td data-bbox="651 824 1337 884">会計管理課の LGS、予備室の W、通路の W</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 884 651 952">[2F]</td> <td data-bbox="651 884 1337 952">相談室 1 の W、検収場の W、物品庫の W、相談室 2 の CB 防災無線室の W、応接室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 952 651 1086">[3F]</td> <td data-bbox="651 952 1337 1086">議会図書室の LGS、第二委員会室の LGS、 小会議室の W 及び LGS、大会議室の W 及び C 監査公平委員会事務局の W、議会会議室の C</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※2 階応接室について、市長室との間仕切壁は平面図では木下地になっていますが、仕上表では木下地撤去になっています。また、仕上表より「既存 LGS 下地+合板 5.5 張り」は存置されるのでしょうか。存置される場合は、どの室との間仕切壁になるか明記してください(廊下との間仕切壁である場合、防煙区画となっているため、防煙壁の仕様に適合していません)。 2 階庁議室の壁及び天井について、排煙告示第 1436 号第 4 号(2)四への適合性が確認できるようにすること。 ※壁について、既存 PB9 が不燃材料である場合は認定番号又は「不燃材料」である旨を明記。 ※存置する既存天井について、PB9 及び石綿吸音板が不燃材料である場合は認定番号又は「不燃材料」である旨を明記。 議場と廊下との間仕切壁に該当する仕様には、「廊下との間仕切り壁」である旨を明記すること。 ※議場と廊下との間仕切り壁がどれか明確でないため、防煙壁の仕様を確認できません。 	[1F]	会計管理課の LGS、予備室の W、通路の W	[2F]	相談室 1 の W、検収場の W、物品庫の W、相談室 2 の CB 防災無線室の W、応接室	[3F]	議会図書室の LGS、第二委員会室の LGS、 小会議室の W 及び LGS、大会議室の W 及び C 監査公平委員会事務局の W、議会会議室の C
[1F]	会計管理課の LGS、予備室の W、通路の W						
[2F]	相談室 1 の W、検収場の W、物品庫の W、相談室 2 の CB 防災無線室の W、応接室						
[3F]	議会図書室の LGS、第二委員会室の LGS、 小会議室の W 及び LGS、大会議室の W 及び C 監査公平委員会事務局の W、議会会議室の C						
A1-1/23	<ul style="list-style-type: none"> 防火区画(面積区画、堅穴区画)部の各壁について既設壁の仕様を明示すること。 ※他階共通。 ※RC 壁や CB 壁については、壁厚または「厚さが 7cm 以上」である旨を明記すること。 新設する防火区画の仕様表について、改修後の室名(倉庫 3)も明記すること。 						
A1-1/25	<ul style="list-style-type: none"> 1-2 通り間の議場と廊下との間仕切壁の下地について明記すること。 						

	<p>※下地の凡例がありません。</p>																				
<p>A1-2/53</p>	<p>・ トップライトは耐火仕様である旨を明記すること。</p>																				
<p>A1-3/01</p>	<p>・ エントランス階段部分は堅穴区画には該当しないので修正すること。 ・ 面積区画を兼用する堅穴区画についてはその旨を明示すること。 ※他階や平面図等も同様。</p>																				
<p>A1-3/02</p>	<p>・ エントランス階段部分は堅穴区画には該当しないので修正すること。また、エントランス階段部分を各エリアと防煙区画するのであれば、30cm以上の防煙壁を設けることが望ましいため検討すること。 ・ 放送室について、凡例と整合させること。※赤枠では。 ・ シティセールス課を含む一体の室面積と財政課を含む一体の室面積の合計について、再度確認すること。 ※修正がある場合は、A1-3/04 図も修正すること。 ・ 面積区画の面積に EV ホール部分を算入すること。※3 階も共通。 ・ 副市長室、秘書室、市長室及び応接室を一体の防煙区画とするのであれば、その旨を明記すること。また、図面の斜線部分に庁議室が含まれているので適宜修正すること。</p>																				
<p>A1-3/05</p>	<p>・ 2 階エントランス階段・石庭の面積を A1-3/02 図と整合させること。 ・ R2 階展望室の排煙有効窓 AW-2 の建具表を添付すること。 ・ 下記の排煙区画の有効開口面積の計算式の根拠を確認できるようにすること。</p> <table border="1" data-bbox="518 1019 1300 1433"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>排煙区画</th> <th>不明な計算式の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1F</td> <td>市民課を含む排煙区画</td> <td>$0.855 \times 0.60 \times (4+3)$</td> </tr> <tr> <td>市民ホールを含む排煙区画</td> <td>$0.86 \times (2+3)$</td> </tr> <tr> <td>第 4 会議室</td> <td>$(0.85+0.88) \times 2$</td> </tr> <tr> <td>風除室 A</td> <td>0.94×0.85</td> </tr> <tr> <td>2F</td> <td>風除室 A</td> <td>1.2×0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3F</td> <td>第一委員会室</td> <td>$0.83 \times 0.60 \times 2 \times 2$</td> </tr> <tr> <td>風除室 A</td> <td>$1.20 \times 0.55 \times 2$</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 市民ホールを含む一体の防煙区画の有効開口面積の計算式について説明すること ($0.86 \times (2+3)$ の計算式が不明)。 ・ 書庫 2 と廊下を防煙区画するのであれば、有効な防煙壁を設置すること。(廊下側 CH2600、WD18 の高さ 2200) ・ 下記の部分について、防煙区画するのであれば、有効な防煙壁を設置すること。 【通用口ホールと小会議室、通用口ホールと大会議室、議場と廊下 (WD11)、監査公平委員会事務局と廊下、議員控室と廊下】 ・ 副市長室、秘書室、市長室及び応接室を一体の防煙区画とするのであれば、表を適宜修正すること。 ・ 防火区画について、施行令第 112 条第 15 項に対する適合状況を明記すること。(適合状況が確認できるように適宜平面図等を修正すること。) ・ 湯沸室が火気使用室に該当するならばその旨を明記すること。 ・ 備考欄の防煙区画の記述は※ 1 のようにすべて記載しきれていないことから、※ 2 のような記載に修正しては如何。</p>	階数	排煙区画	不明な計算式の部分	1F	市民課を含む排煙区画	$0.855 \times 0.60 \times (4+3)$	市民ホールを含む排煙区画	$0.86 \times (2+3)$	第 4 会議室	$(0.85+0.88) \times 2$	風除室 A	0.94×0.85	2F	風除室 A	1.2×0.55	3F	第一委員会室	$0.83 \times 0.60 \times 2 \times 2$	風除室 A	$1.20 \times 0.55 \times 2$
階数	排煙区画	不明な計算式の部分																			
1F	市民課を含む排煙区画	$0.855 \times 0.60 \times (4+3)$																			
	市民ホールを含む排煙区画	$0.86 \times (2+3)$																			
	第 4 会議室	$(0.85+0.88) \times 2$																			
	風除室 A	0.94×0.85																			
2F	風除室 A	1.2×0.55																			
3F	第一委員会室	$0.83 \times 0.60 \times 2 \times 2$																			
	風除室 A	$1.20 \times 0.55 \times 2$																			

別紙

	<p>※1 「1階市民課を含む一体の防煙区画の防煙壁下端は2310mmです。」</p> <p>※2 「防煙壁は天井より500mm以上とする。」</p>
A1-3/17	<ul style="list-style-type: none"> AW-1B及びAW-4について排煙有効寸法を明記すること。
A1-3/26	<ul style="list-style-type: none"> 大会議室のSD-9は特定防火設備とすること。 ※建具表も同様に修正すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 施行令第112条第9項第1号に規定する内装制限に適合させること。 ※吹き抜けと一体となっている空間はすべて壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造る必要があります。(防火避難の解説P126参照のこと) EVの扉が特定防火設備であることを明示すること。 合板4mm+壁紙(クロス)は難燃材料でしょうか。 階段部分、DS部分及びPS部分はそれぞれ堅穴区画とすること。 ※DS部分及びPS部分の建具は特定防火設備とする必要があります。 堅穴区画を構成する防火扉には遮煙性能を有する旨を建具表に明記すること。 随時作動の防火設備及び防煙壁の感知器の位置と種別を明記した図面を添付すること。
非常用照明関連図	<ul style="list-style-type: none"> 屋外への出口の一に至る歩行距離が30mを超える部分を有する居室については、告示適用できないため、当該居室の床面すべてが2lx以上の照度が確保できるよう非常用照明を設置すること。 1階相談室について、屋外への出口まで最も遠い位置から歩行距離を算定すること。 非常用照明の器具リストに、各非常用照明のランプの種類(LEDなど)を明示すること。また、各非常用照明が施行令第126条の5で規定する構造基準に適合する旨を明記すること。 Gの非常用照明について、3Fについては設置高さ2.1mで検討している旨を明記すること。
他設備図一般	<ul style="list-style-type: none"> 防火区画を貫通する部分について、施行令第112条第19項及び第20項に適合させる旨を明記すること。

[連絡先]

宇部土木建築事務所 建築住宅課
 担当：伊藤
 TEL 0837-52-1660
 FAX 0837-52-0793

建築基準法第6条第7項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第H31宇部土木00020号
令和元年12月12日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山口県建築主事 大津 亮一 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山口県建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 令和元年7月19日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地、1806-8番地

(理由)

建築基準法施行施行第1条の3等に不備及び不明確な点があるため。（別紙のとおり）

(備考)

当該事項について、補正、追加説明書の提出を求めます。

提出期限 令和2年1月16日

別紙

イ. 軽微な不備 (申請書等の補正)

図書の種類	内容
【申請書など】	
申請書第三面	<ul style="list-style-type: none"> ・【15】欄及び【16】欄を適宜修正すること。 ・【19】欄の申請建物5(渡り廊下)について、階数は2階とすること。
申請書第六面	<ul style="list-style-type: none"> ・棟番号1-1及び1-2の棟について、【4】欄は「特定構造計算基準」にチェックをすること。
【別館棟関連】	
換気設備3階平面図 (M-20図)	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間換気量の算定表について、必要換気量計算チェックリストと整合させること。 ※「渡り廊下・E Vホール」の床面積・室容積・算定容積が不整合です。
【本館棟；香川氏作成図面 関連】	
A1-1/11 図	<ul style="list-style-type: none"> ・風除室Cの壁について、内装の仕上げ及び下地を不燃材料とすること。
A1-1/16 図	<ul style="list-style-type: none"> ・小会議室及び大会議室の天井のラワンリブ吊部分は「天井面の1/10以内の見付面積」である旨を明記すること。 ・議場の天井のルーバー部分は「天井面の1/10以内の見付面積」である旨を明記すること。
A1-3/01 図	<ul style="list-style-type: none"> ・面積区画求積表について、「-7.679」の表記を削除すること。 ・残り部分の表記は削除すること。 ※2階及び3階も同様。
A1-3/02 図	<ul style="list-style-type: none"> ・面積区画の算定について、B階段を含む堅穴区画部分は除いた値に修正すること。※3階も同様。
A1-3/05 図	<ul style="list-style-type: none"> ・第4会議室の有効開口面積の計算を再確認し、修正すること。
建具表	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッターに併設する防火扉の寸法を明記すること。 ※幅、高さ及び床面からの高さを明記すること。 ※SS-3, SS-4, SS-5, SS-6, SS-7 ・堅穴区画を形成する防火扉等について、遮煙性能を有する旨を明記すること。 ※SD-10, SD-18, SD-19, wLD-6, wLD-107, (wLD-6については、防火設備である旨も明記すること。)
【その他】	
建築計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書と同様の修正を行うこと。

【連絡先】

宇部土木建築事務所 建築住宅課
 担当：伊藤
 TEL 0837-52-1660
 FAX 0837-52-0793

工事中の消防計画

1. 総則

(1) 目的

この計画は、山陽小野田市役所消防計画によるほか、市役所本庁舎整備事業の工事中における防火管理について、必要な事項を定め、火災そのほかの災害の予防および人命の安全の確保を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画は工事関係者及び、山陽小野田市役所に勤務するものに適用するものとする。

2. 予防管理対策

(1) 工事地区防火担当責任者

防火管理者（山陽小野田市役所総務課長）のもとに、工事施工責任者（現場代理人）を工事部分の工事地区防火担当責任者として置くものとする。

(2) 工事地区防火担当責任者の責務

- a. 管理権限者及び防火管理者に対し、防火管理上必要な連絡に関する事。
- b. 各分担及び工事部分ごとの火元責任者に関する事。
- c. 切断、溶接機器、火気使用設備等の使用及び管理に関する事。
- d. 工事中に使用する引火性、爆発性物品等の管理に関する事。
- e. 喫煙、その他火気の管理に関する事。
- f. 火災等発生時の自衛消防隊に関する事。
- g. 消防機関への通報連絡に関する事。
- h. その他必要事項。

(3) 予防管理組織

予防管理組織を別表第1に定める。

(4) 工事関係者の遵守事項

- a. 溶接作業その他火気を使用する工事を行う場合は、作業計画を工事地区防火担当責任者を通じて防火管理者へ提出し、必要な指示を受けること。
- b. 火気使用作業を行う場合は、消火器を配置すること。
- c. 火気使用作業は、作業責任者を指定して行うこと。
- d. 指定された場所以外では喫煙をしないこと。
- e. 危険物品等の使用にあたっては、事前に工事地区防火担当責任者を通じて防火管理者の承認を得ること。

3. 自衛消防活動対策

(1) 自衛消防組織

工事部分における自衛消防組織を別表第2に定める。

(2) 工事部分の地区隊長の権限及び任務

- a. 工事地区隊員の消火、避難訓練の指示。
- b. 火災等災害発生時における消火活動の指示。
- c. 消防機関への通報指示。
- d. 避難誘導の適正な指示。

4. 自主点検及び防火訓練等

(1) 消防用設備等の自主点検

工事地区防火担当責任者は、消防用設備等の機能の適正な維持管理並びに火気使用設備器具、危険物品等について点検を実施するものとする。

(2) 工事区画内の整理整頓

工事区画内は、火気使用設備及び引火性物品等の保管等は特に注意し、常に整理整頓に努めること。

(3) 防災教育訓練

工事地区防火担当責任者は、火災予防上の任務及びその他の必要な事項についての教養を各作業員に対して行うとともに、消火、通報、避難訓練を防火管理者と連携して定期的を実施するものとする。

5. 附則

この計画は、令和2年 2月22日から令和3年 3月31日までの工事完了までとする。

予防管理組織

火災予防組織

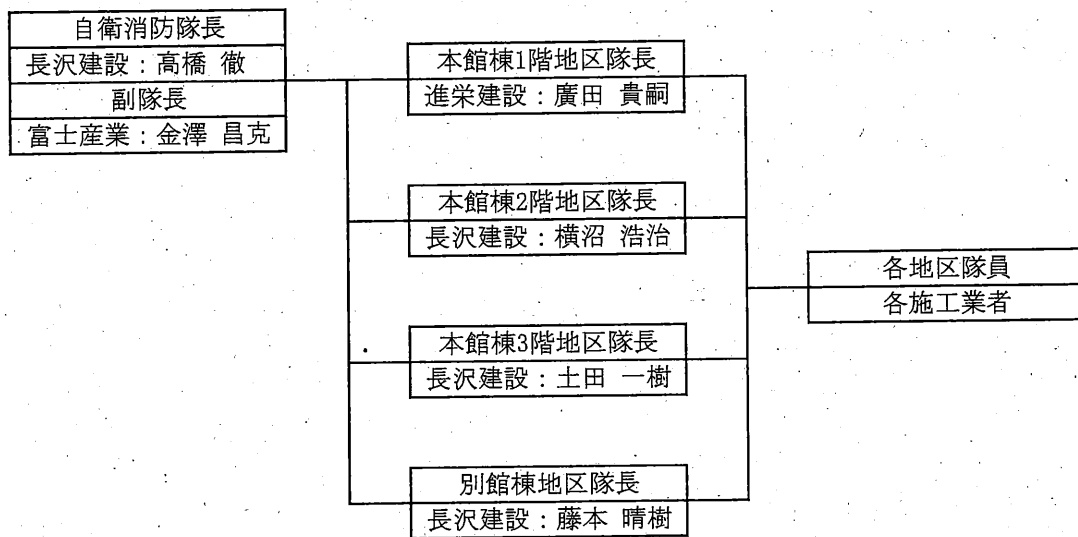
防火管理者	
総務課長	
<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画の作成、検討及び変更 ・消防用設備等の点検整備の実施及び監督 ・収容人員の適正管理 ・建築物、火気使用施設、危険物施設等の点検の実施及び監督 ・その他防火管理に必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、通報、避難誘導等の訓練の計画及び実施 ・火気の使用又は取扱に関する指導及び監督 ・管理権原者に対する助言及び報告
火元責任者	
本館1階 市民課長/税務課長/総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所、湯沸場等の火気管理 ・火気使用設備器具、電気設備施設及び危険物施設の安全管理 ・消防用設備施設等の維持管理 ・地震発生時における火気使用設備器具の出火防止措置 ・避難通路の確保 ・その他火災予防上必要な事項
本館2階 農林水産課長/財政課長	
本館3階 市議会事務局次長	
別館1階 都市計画課長	
別館2階 土木課長	
別館3階 教育総務課長	
別棟1階 人事課長	
別棟2階 社会福祉課長	

自衛消防隊

隊長	市長	消防隊の統括
副隊長	副市長	消防隊の統括補佐
総務班	班長 総務部長	消防隊本部の設置 命令の伝達及び情報の収集 避難場所の確保
	副班長 総務課長	
	班員 総務課・人事課	
消防班	班長 市民部長	屋内消火栓等による初期消火活動 ボイラー等危険物施設の供給運転停止 防火ダンパー、防火戸等の閉鎖 消防署の消防隊の誘導及び支援
	副班長 農林水産課長	
	班員 農林水産課・環境課・商工労働課 シティセールス課・税務課・監理室	
避誘導難班	班長 企画部長	出火階及び上層階に直行し、避難の指示、誘導 未避難者、要救助者の確認
	副班長 財政課長	
	班員 企画政策課・財政課・市民生活課 情報管理課	
救護班	班長 福祉部長	応急救護所の設置 負傷者の応急措置 消防救急活動との連携、協力
	副班長 高齢福祉課長	
	班員 市民課・国保年金課・高齢福祉課 福祉指導監査室・子育て支援課 社会福祉課・障害福祉課	
警備班	班長 教育部長	警戒区域の設定 火災現場周囲の警戒 庁内への進入車両の規制
	副班長 教育総務課長	
	班員 教育総務課・学校教育課・社会教育課 監査委員事務局・市議会事務局 選挙管理委員会事務局	
搬出班	班長 建設部長	非常持出書類及び物品の搬出 搬出後の書類及び物品の管理
	副班長 土木課長	
	班員 土木課・下水道課・都市計画課 建築住宅課・大学推進室・出納室	

工事部分における自衛消防組織

施工者	市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事） 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同企業体
	現場代理人/監理技術者 高橋 徹（長沢建設）
	主任技術者 金澤昌克（富士産業）・廣田貴嗣（進栄建設）



安全計画書										Ⅲ 基本的な施工計画	
I 工事計画概要										1 工事施工手順の概要(概念図)	
1	工事名称	市役所本庁舎整備事業(建築主体工事・機械設備工事)								・別図による。	
2	工事場所	山口県山陽小野田市日の出一丁目1810番地、1806-8番地									
3	工事種別	増築									
4	建物概要	イ 用途	市役所			ロ 構造	鉄筋コンクリート造				
		ハ 高さ	・軒の高さ 16.00 m			・最高の高さ 15.45 m					
		ニ 階数	・地上 3 階			・地下 0 階			・塔屋 2 階		
		ホ 建築面積	2,491.88 m ²			ヘ 延べ面積	5,502.90 m ²				
		ト 確認年月	令和元年 12 月 16 日			・確認番号 第 H31確認建築宇部土木00009 号					
5	昇降機・ 建築設備又は 工作物の概要	1) 第1期仮使用前までに下記の整備を行う。 ・エントランス階段の防火シャッター更新及びエントランス階段の代替措置(進行表示等) ・B階段の防火シャッター更新 ・避難経路にあたる箇所の非常用照明の設置 2) 第2期仮使用前までに下記の整備を行う。 ・南側屋外階段の更新								2 工事区画の位置及び構造	別紙図面に(工事区画の位置は朱線で)表示
										3 工事工程	別添工事工程表に表示
										4 工所用資材等の搬入及びその管理方法	
										・資材は工事範囲内やストックヤードに仮置きし、2階屋上・3階バルコニーの資材置場へは、外部足場を通じて直接搬入する。 ・建物内への資材の搬入は原則閉庁時に行い、開庁時に搬入する場合は、警備員を配置して施設利用者の安全を確保する。 ・上階搬入のためにエレベータを使用する場合は、一般使用と重複しないよう休日のみ使用に限定する。 ・可燃性資材等は工事毎に必要な最小限の搬入とする。 ・工事現場内の整理整頓を心がけ、残材・ゴミ等は毎日の作業終了後、外部へ搬出する。	
II 仮使用承認申請部分											
1	仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示									
2	用途	市役所				3 申請面積	概ね 5,380 m ²				
4	仮使用部分 調査欄	事項	適	否	事項	適	否	事項	適	否	※ 審査意見
		面積区分		○	廊下の幅員	○		屋外への出口	○		
		異種用途区画	△	△	排煙設備		○	同上施錠装置	○		※
		防火ダンパー	○		非常用照明		○	工事現場危害防止	○		打合せ事項等
		堅穴区画		○	非常用進入口		○	消防設備等	○		※ 消防関係連絡等
		直通階段歩行距離	○		屋上広場	△	△				
		直通階段の幅員	○		敷地内通路等	○					
		避難階段の設置	△	△	内装		○			・現場調査 年 月 日 ・立会者名	
										・連絡年月日 年 月 日 ・担当者名 ・消防法上の指摘事項等	

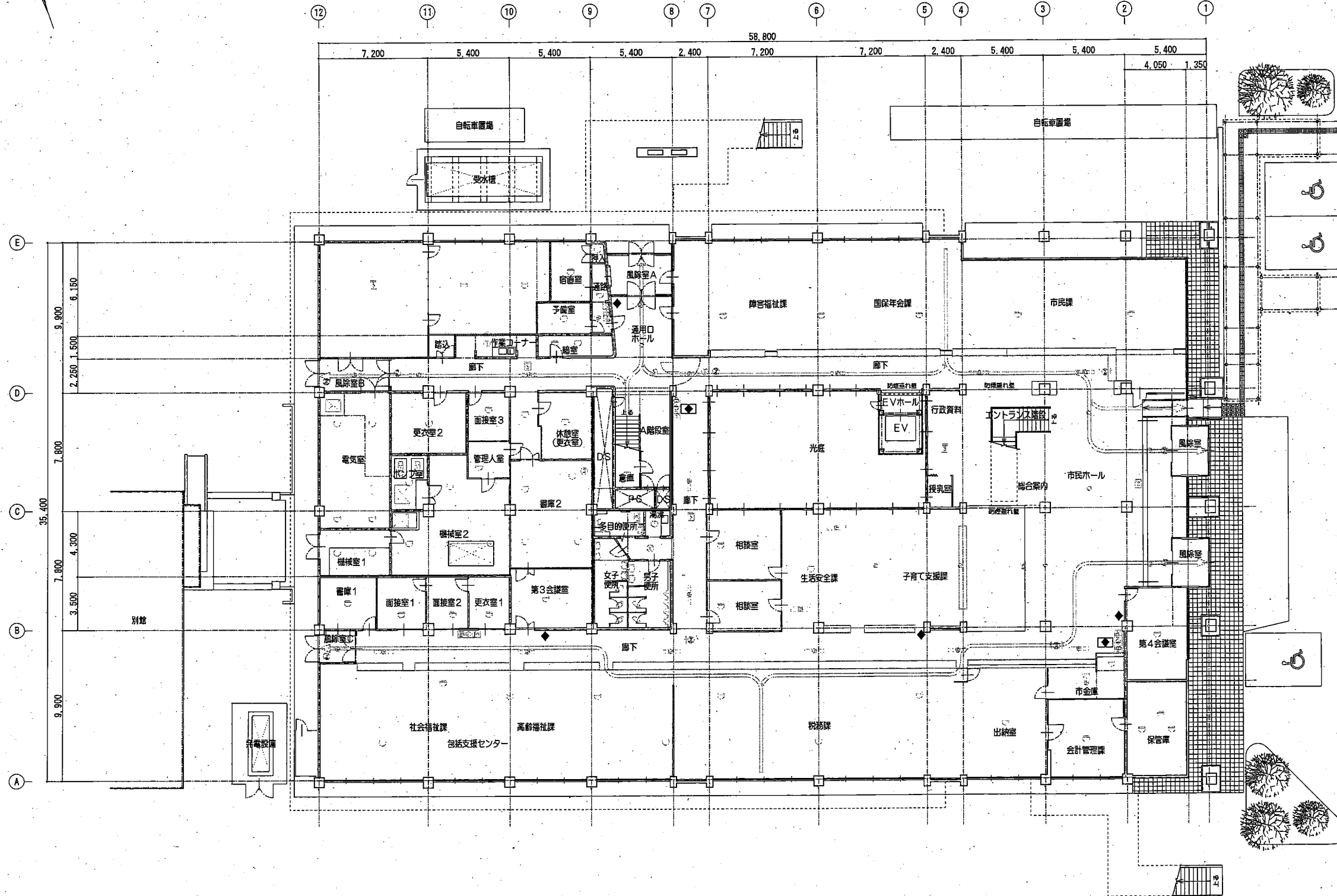
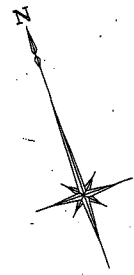
※印欄は記入しないこと。

IV 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等

	種類	箇所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法	※ 審査意見
1 避難施設等	イ 廊下その他の通路	各階廊下	R2.5.1~R2.12.31 閉庁時(休日)工事	休日出勤者が要る場合、工事範囲を簡易バリケード等で区画し、有効通路幅(1.2m)を確保した状態で工事を行う。 有効通路幅が確保できない場合は工事を行わない。	作業毎の整理清掃を徹底する 休日出勤者への避難経路の周知	
	ロ 直通階段等	南側屋外階段	R2.5.1~R3.1.31	エントランス階段を代替階段とする	代替階段への誘導表示	
	ハ 地下道等	該当なし				
	ニ スプリンクラー施設等	該当なし				
	ホ 排煙設備	1~3階北・南外部サッシ	R2.4.10~R2.5.10	消火器の重点的な配備	作業中及び終了後の巡回・点検	
	ヘ 非常用の照明装置	A階段室・B階段室・3階廊下	R2.4.10~R2.4.30 閉庁時(休日)工事	休日出勤者が居る場合には、有効通路幅を確保して工事を行う	第1期仮使用開始前までに避難経路部分の非常用照明を整備する	
	ト 非常用の昇降機	該当なし				
	チ 防火区画	2階エントランス階段の防火シャッター	R2.2.22~R2.4.30	工事部分を耐火構造の仮設間仕切壁で区画する	第1期仮使用開始前までに作動できるように整備する	
		2階B階段前ホールの防火シャッター	R2.3.20~R2.4.30 閉庁時(休日)工事	当該部分を避難経路とする休日出勤者が居る場合、工事を行わない	第1期仮使用開始前までに作動できるように整備する	
		各階A階段の防火シャッター	R2.8.1~R2.9.20 閉庁時(休日)工事	当該部分を避難経路とする休日出勤者が居る場合、工事を行わない	第1期仮使用開始後、出来るだけ早い段階で作動するように整備	
各階E Vホールの防火戸		R2.10.10~R2.11.20	工事部分を耐火構造の仮設間仕切壁で区画する	仮設間仕切壁の出入口には防火戸を設ける		
1階倉庫3の面積区画		R2.11.10~R2.12.10	耐火構造の仮設間仕切壁で区画(FP060NP-0233, FP060NP-0189)	仮設間仕切壁の周辺に可燃物等を放置しないよう整理清掃を徹底		
2階B階段の面積区画		R2.5.1~R2.7.31	耐火構造の仮設間仕切壁で区画(FP060NP-0233, FP060NP-0189)	仮設間仕切壁の周辺に可燃物等を放置しないよう整理清掃を徹底		
2 その他の安全施設等	イ 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。)	各階通用口ホール、1階倉庫3 2階庁議室、3階廊下・議場の自動火災報知設備	R2.5.1~R2.12.31	既設感知器を移設し機能確保		
		各階通用口ホール、廊下、客溜 における誘導灯	R1.12.20~R3.2.20	閉鎖される避難口の誘導灯は取外すか見えないように覆う	通路誘導灯は工事工程にあわせ避難方向を調整する	
	ロ 非常用進入口	工事ヤード内に面する進入口	R1.12.20~R3.2.20	3階東側廊下からの進入口にて対応する	進入口部分に資材を置かないようにする	
ハ その他	屋外の避難経路の一部が工事車両の導線と重複する	R1.12.20~R3.2.28	交通誘導員を配置し避難の誘導を行う	非常時には車両が通行しないよう作業員へ周知する		

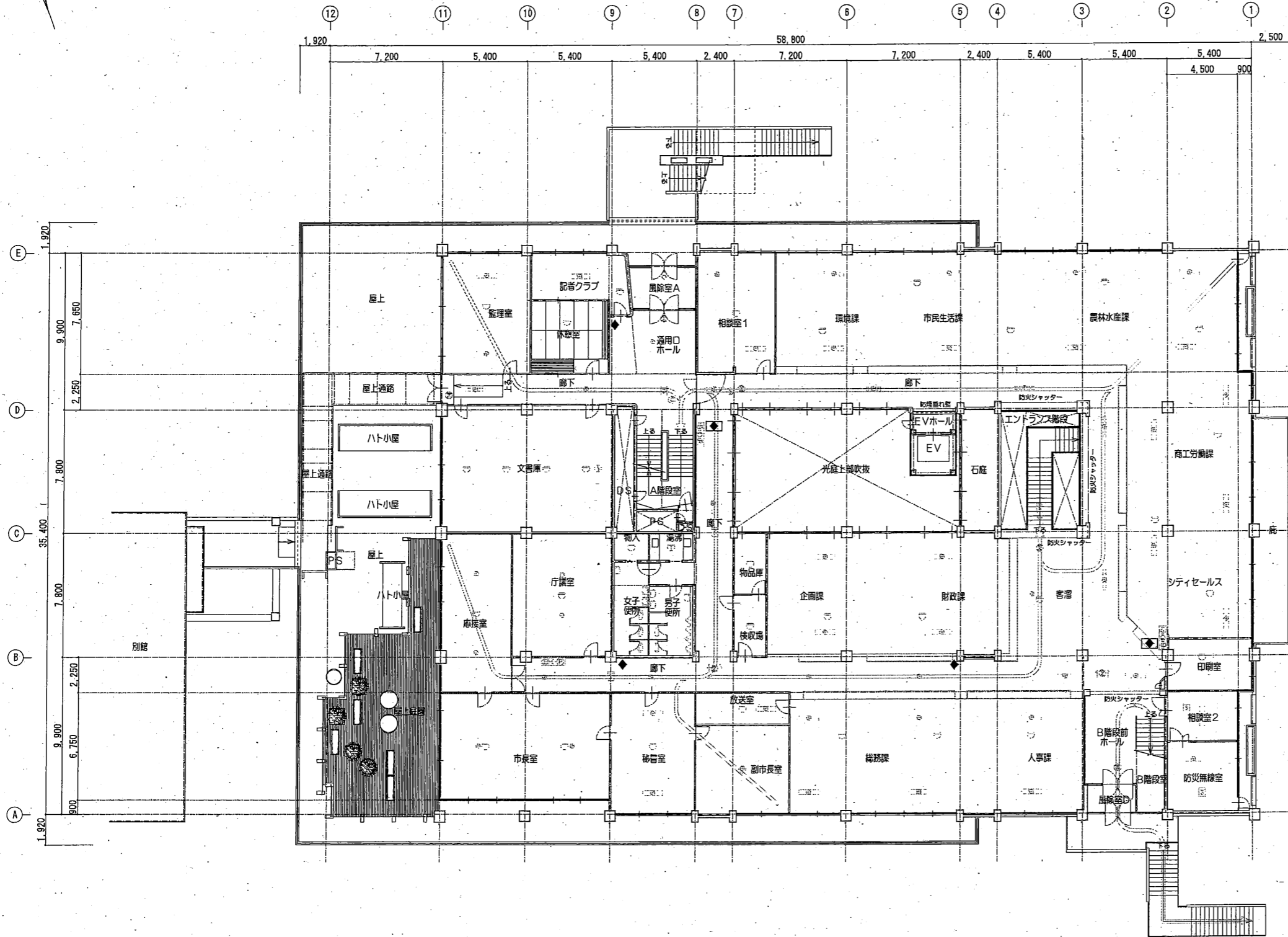
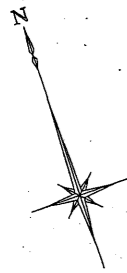
V 出火危険防止 (火災発生のおそれのあるものに限る。)				
	種類	集積又は設置方法	管理の方法	※ 審査欄
1	鉄筋ガス圧接器	移動式専用カートへのボンベ固定 非使用時の一定場所への収納	使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・ 取付け、有資格者証携帯の義務付け 使用時の巡回・点検	
火 気 使 用	イ 危険物 塗料・接着剤	屋外の指定場所（施錠できる平坦な場所）に保管する 必要数量のみ開缶する 高積み避ける	危険物使用責任者の表示 火気厳禁の表示 使用時・作業終了後の巡回・点検 集積場所に内容の表示	
	ロ 可燃性工事用資材 木材 壁クロス 断熱材	指定場所に散乱しないように整置する	火気使用箇所に近づけない 搬入数量の把握	
2				
3	アーク溶接機 高速カッター	一定場所に整列・設置する 非使用時の2次電線以降の一定場所への収納	機器搬入時の性能点検 使用責任者の表示、資格者証の携帯 防火養生の設置 使用時・作業終了後の巡回・点検 消火器の重点設置	
危 険 物 等				
機 械 器 具				

VI 防 火 予 防 管 理 体 制	1 火 災 予 防 対 策	イ 工 事 部 分 の 対 策 及 び 組 織	<ul style="list-style-type: none"> 火気を使用する場合は防火管理者（使用部分の責任者）に届出る。 火花等が発生する場合は、養生・防護措置を行う。 火気使用箇所には消火器を配置する。 工事責任者は作業中・作業後の巡回・点検を行う。 火気使用周辺には可燃物を置かない。 喫煙は指定された場所で行う。 危険物及び可燃性物品を使用する場合は、換気、除塵又は火気の制限を行う。 組織は別紙「工事部分における自衛消防組織」による。 	2 災 害 発 生 時 の 対 策 及 び 自 衛 消 防 組 織	災害発生時の対策 <ul style="list-style-type: none"> 火災等が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、別紙の「火災予防組織・業務分担」に示す諸活動を実施する。 自衛消防組織 <ul style="list-style-type: none"> 別紙、「火災予防組織・業務分担」による。
		ロ 使 用 部 分 の 対 策 及 び 組 織	<ul style="list-style-type: none"> 火気使用器具は指定された場所で使用する。 火気使用器具は使用前後に点検し安全を確認する。 喫煙は指定された場所で行う。 工事部分及び防火区画周辺に可燃物を放置しない。 工事責任者が作業終了毎に安全確認を行う。 避難階段、通路及び非常口には避難上支障となる物品を放置しない。 組織は別紙「火災予防組織・業務分担」による。 		
	3 使 用 部 分 と 工 事 部 分 の 相 互 の 連 絡 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 工事部分、使用部分の責任者は工事中の安全対策について協議し、防火に関する情報を共有する。 火気を使用する工事を行う場合は、事前に使用部分の責任者へ届出る。 災害発生時の相互の連絡体制及び作業員、施設利用者への通知方法等を定める。 緊急連絡先は工事部分及び使用部分の見やすい場所に掲示する。 			
	4 教 育 訓 練 の 実 施 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者に対して防火上の注意事項を見やすい場所に掲示し、火災予防の啓発を図る。 防火訓練、避難訓練を実施する。 使用部分の職員に対する防災教育は、防火訓練と併せて実施する。 工事部分の作業員に対する防災教育は、日常の朝礼及び防火訓練と併せて実施する。 			



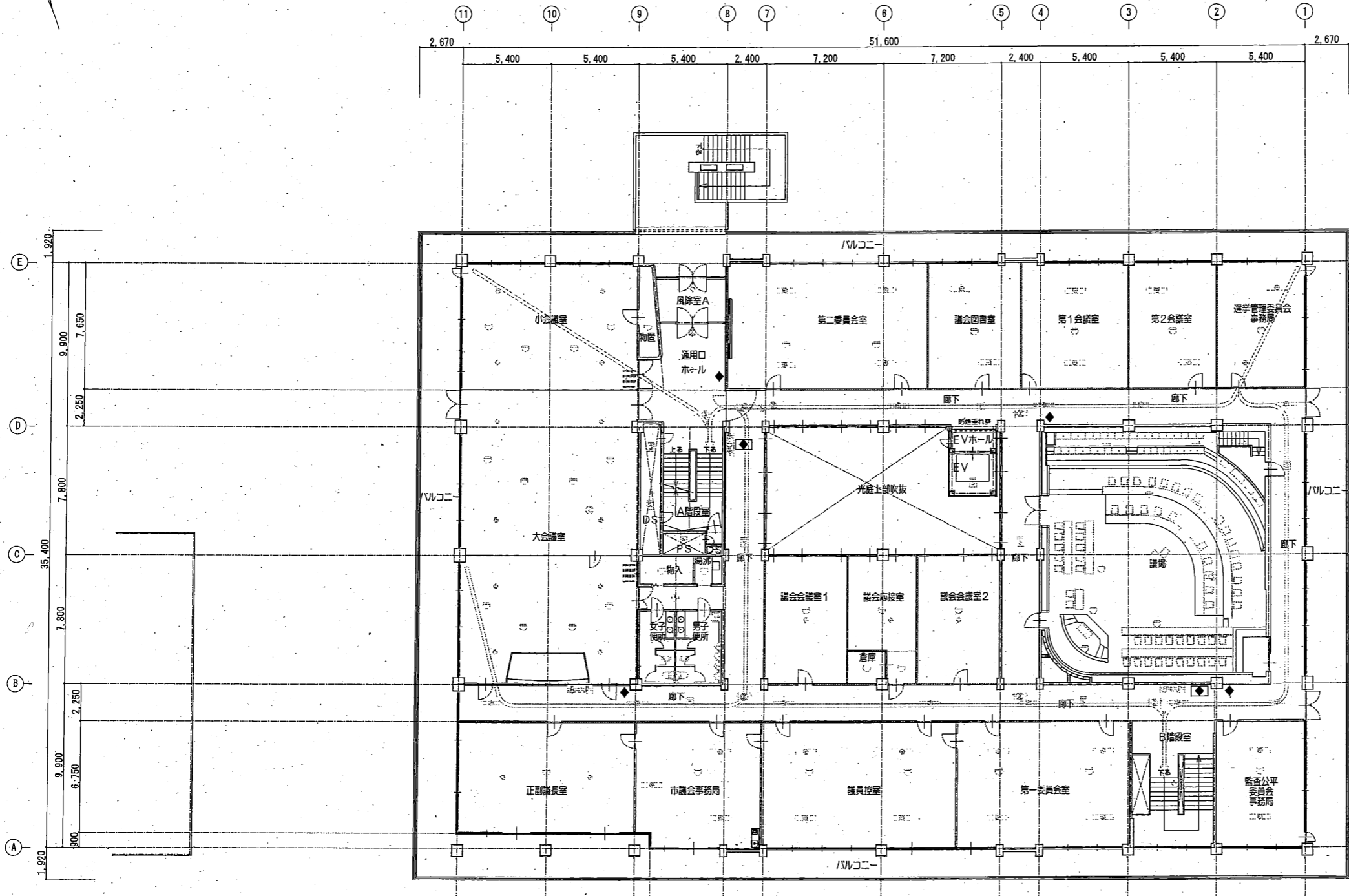
- 凡例
- 改修工事範囲を示す。
 - 法規対応改修工事範囲を示す。
 - 避難経路を示す。
 - RC壁を示す。(厚さ100以上)
 - CB壁を示す。(厚さ100以上)
 - 木下地盤を示す。
 - LGS壁を示す。
 - ALC壁を示す。(厚さ100以上)
 - 防火区画(面積)ラインを示す。
 - 防火区画(壁)ラインを示す。
 - 屋内消火栓位置を示す。
 - 消火器位置を示す。
 - 非常用照明(既設)位置を示す。
 - 誘導灯(既設)位置を示す。
※取外しする誘導灯は二重斜線で表示
 - 自動火災報知設備感知器(既設)位置を示す。
※取外しする感知器は二重斜線で表示
※撤去する感知器はX印で表示

山口県長門市仙崎4295番地の8 TEL 0837-26-1580 一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号 株式会社 藤田建築設計事務所	一級建築士登録 第50008号 建築設備士登録 第0200-2891LU号 藤田 忠 義	設計者 管理建築士 一級建築士 第33042B号 田中 謙介	法適合確認 工事名 市役所本庁舎整備事業(建築主体工事・機械設備工事)	図面名 改修前 1階平面図	縮尺 042:1005 A3:710 1:200 1:*** 設計年月日	図面番号 A-02 ***
	山口県長門市仙崎4295番地の8 TEL 0837-26-1580					



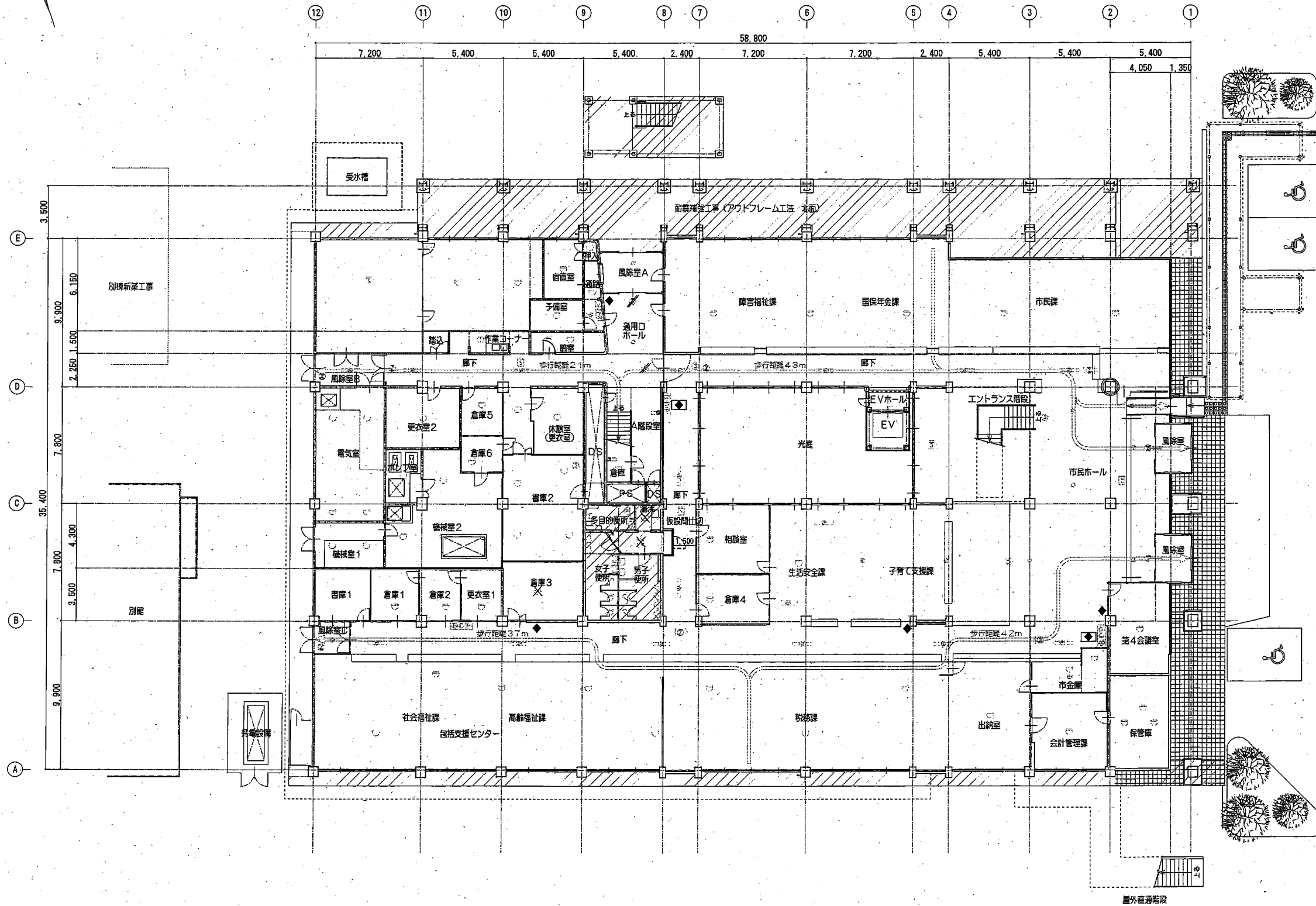
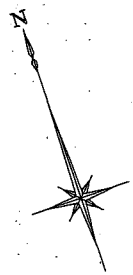
- 凡例
- 改修工事範囲を示す。
 - 法規対策改修工事範囲を示す。
 - 避難経路を示す。
 - RC壁を示す。(厚さ100以上)
 - CB壁を示す。(厚さ100以上)
 - 木下地盤を示す。
 - LGS壁を示す。
 - ALC壁を示す。(厚さ100以上)
 - 防火区画(面積)ラインを示す。
 - 防火区画(壁)ラインを示す。
 - 屋内消火栓位置を示す。
 - 消火器位置を示す。
 - 非常用照明(既設)位置を示す。
 - 誘導灯(既設)位置を示す。
※取外しする誘導灯は二重斜線で表示
 - 自動火災報知設備感知器(既設)位置を示す。
※取外しする感知器は二重斜線で表示
※撤去する感知器はX印で表示

山口県長門市仙崎4295番地の8 TEL 0837-26-1580 一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号 株式会社 藤田建築設計事務所	一級建築士登録 第50008号 建築設備士登録 第0200-2891LU号 藤田 忠 義	設計者 管理建築士 一級建築士 第330428号 田仲謙介	法適合確認	工事名称 市役所本庁舎整備事業(建築主体工事・機械設備工事)	図面名 改修前 2階平面図	縮尺 1:200 1:***	図面番号 A-03
						縮尺 1:200 1:***	図面番号 A-03



- 凡例
- 改修工事範囲を示す。
 - 法規対策改修工事範囲を示す。
 - 避難経路を示す。
 -
 - RC壁を示す。(厚さ100以上)
 - CB壁を示す。(厚さ100以上)
 - 木下地盤を示す。
 - LGS壁を示す。
 - ALC壁を示す。(厚さ100以上)
 - 防火区画(面積)ラインを示す。
 - 防火区画(壁)ラインを示す。
 - 屋内消火栓位置を示す。
 - 消火器位置を示す。
 - 非常用照明(既設)位置を示す。
 - 誘導灯(既設)位置を示す。
※取外しする誘導灯は二重斜線で表示
 - 自動火災報知設備感知器(既設)位置を示す。
※取外しする感知器は二重斜線で表示
※撤去する感知器は×印で表示

	山口県長門市仙崎4295番地の8 TEL 0837-26-1580 一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号	一級建築士登録 第50008号 建築設備士登録 第0200-2891LU号	設計者 管理建築士 田仲謙介 一級建築士 第330428号	法適合確認	工事名称 市役所本庁舎整備事業(建築主体工事・機械設備工事)	図面番号 改修前 3階平面図	縮尺(A2:100% A3:71%) 1:200 1:** 設計年月日	図面番号 A-04 ***
	株式会社 藤田建築設計事務所 藤田 忠 義							



- 凡例
- 仮使用範囲を示す。 ※PH階は仮使用範囲外。
 - ▨ 改修工事範囲を示す。
 - ▩ 法規対策改修工事範囲を示す。
 - ▧ 仮設間仕切り壁を示す。
 - 防煙垂れ壁設置を示す。 ※間庁日工事。
 - 既設/ハリケード(カラーコーン・バー)を示す。
 - ▧ 床面進行表示(シート貼り)を示す。
 - 避難経路を示す。

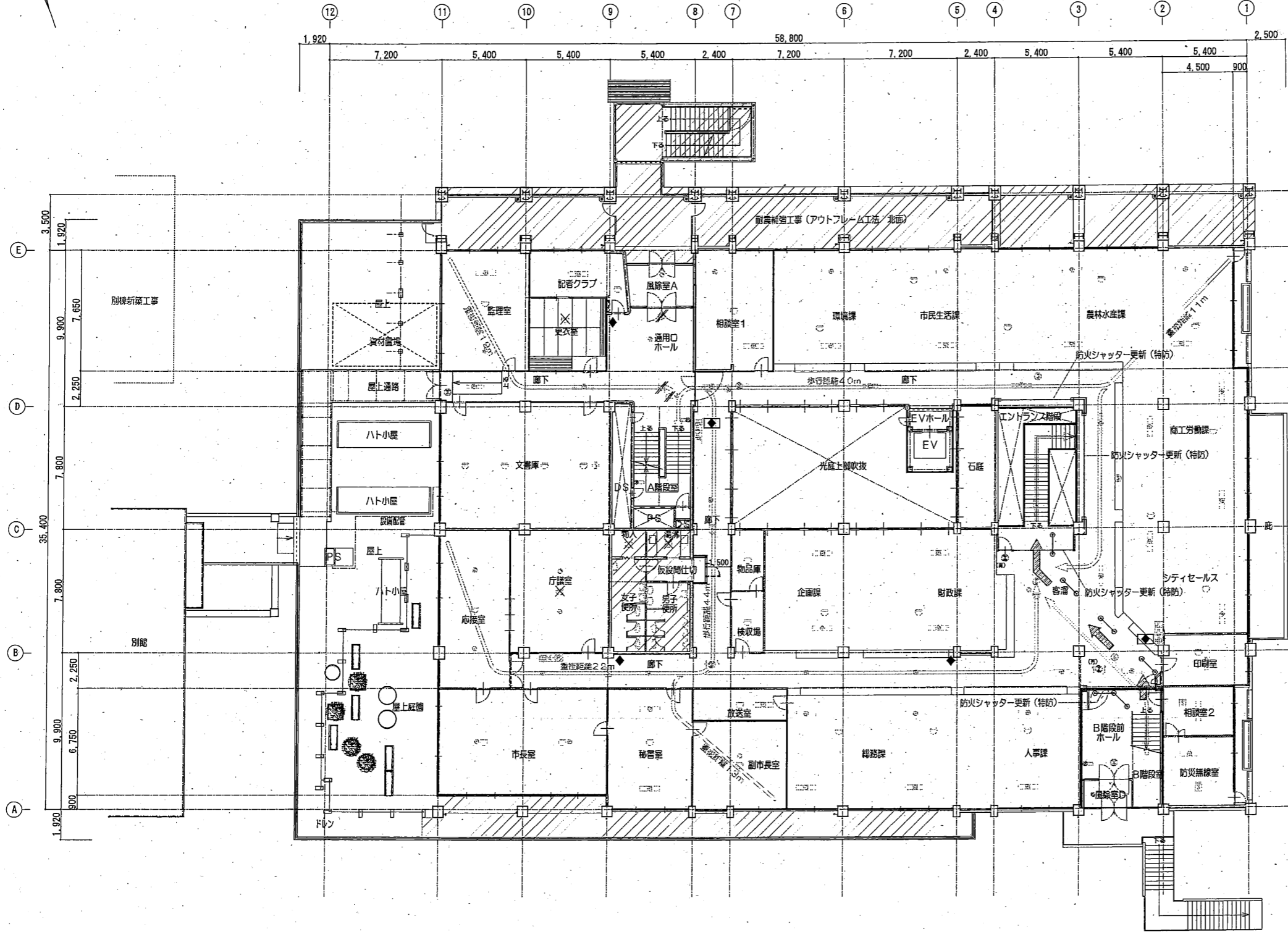
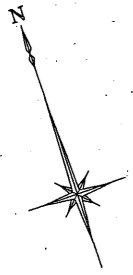
- RC壁を示す。(厚さ100mm以上)
- CB壁を示す。(厚さ100mm以上)
- 木下地盤を示す。
- LGS盤を示す。
- ALC壁を示す。(厚さ100mm以上)
- 防火区画(面積)ラインを示す。
- 防火区画(壁)ラインを示す。
- ◆ 屋内消火栓位置を示す。
- ◆ 消火器位置を示す。
- 非常用照明(既設)位置を示す。
- 非常用照明(新設)位置を示す。
- 誘導灯(既設)位置を示す。
※取外しする誘導灯は二重斜線で表示
- 誘導灯(新設)及び誘導灯(既設再設置)位置を示す。
※再設置する誘導灯は(再)を表示
- 自動火災報知設備感知器(既設)位置を示す。
- 自動火災報知設備感知器(新設)及び
自動火災報知設備感知器(既設再設置)位置を示す。
※再設置する感知器は(再)を表示

改修工事概要

・防火区画改修工事	原則間庁日工事
・議場上トラス屋根耐火工事	仮使用範囲外
・防煙区画改修工事	間庁日工事
・1~3階便所全面改修工事	仮設間仕切りで区画
・議場改修工事	扉閉鎖
・既設EV改修工事	仮設間仕切りで区画
・無窓居室の既存不適格解消工事	扉閉鎖
・防水改修工事(2階屋上、議場屋上)	仮使用範囲外
・屋上通路撤去工事	仮使用範囲外
・CB壁改修工事(議場機械室)	仮使用範囲外
・北側通風口改修工事	仮使用範囲外
・前震補強工事(アウトフレーム)	仮使用範囲外
・南側屋外直通階段更新工事	仮使用中代蓄え措置

- 工事順序
- 1) 2階エンタランス階段防火シャッター更新(仮設間仕切りで区画)
 - 2) 2階B階段室防火シャッター更新(間庁日工事)
 - 3) 南側屋外直通階段解体 ※第1期仮使用開始
 - 4) 前震補強工事
 - 5) 内部改修工事(EV工事含む)
 - 6) 法規対策改修工事
 - 7) 南側屋外直通階段更新 ※第2期仮使用開始
 - 8) 工事竣工

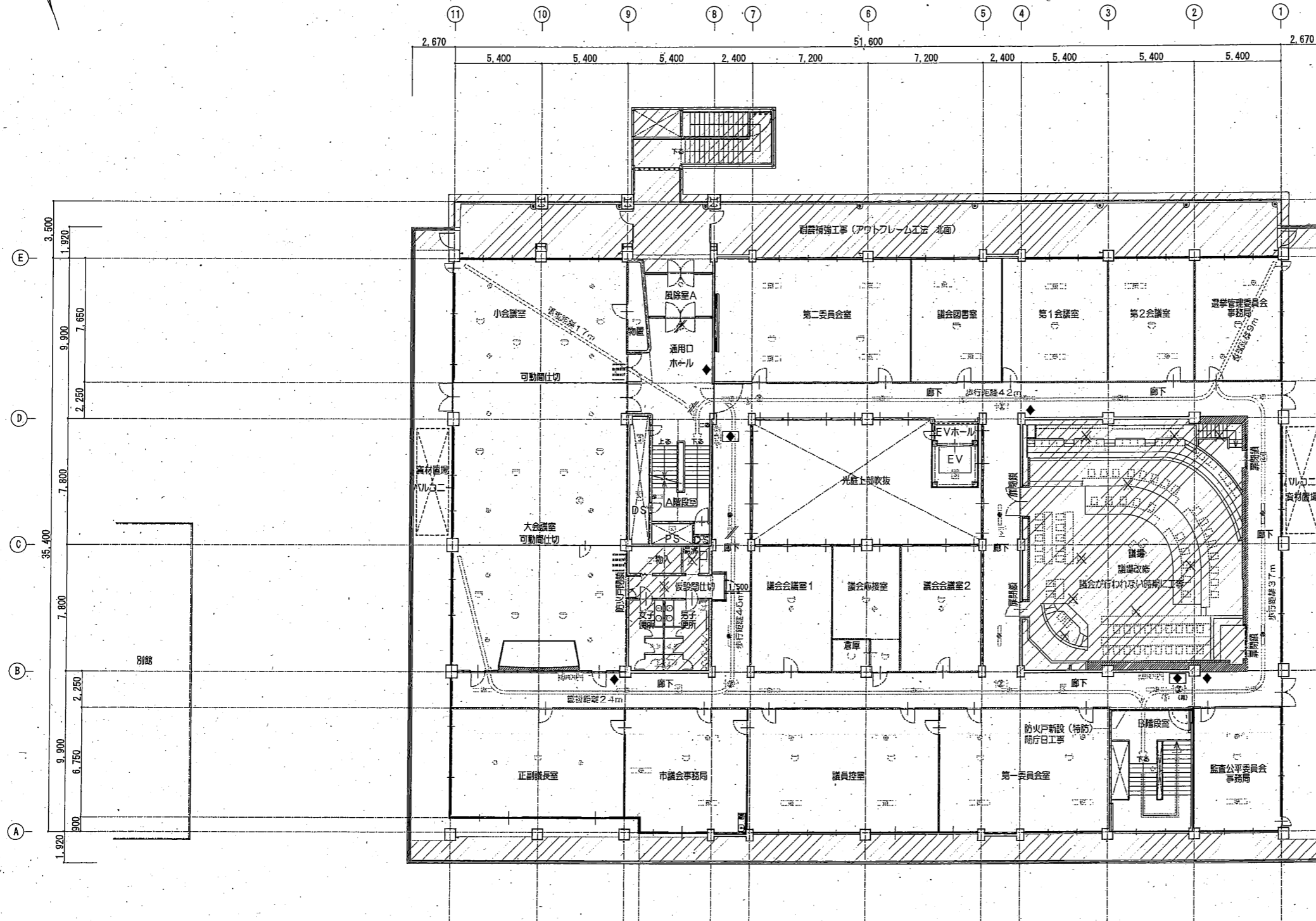
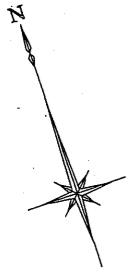
※ 4~7は順不同



- 凡例
- 仮使用範囲を示す。 ※PH階は仮使用範囲外。
 - ▨ 改修工事範囲を示す。
 - ▩ 法規対策改修工事範囲を示す。
 - 仮設間仕切り壁を示す。
 - - - 防煙垂れ壁設置を示す。 ※開庁日工事とする。
 - 既設パレレード (カラーコーン・バー) を示す。
 - ⇄ 床面進行表示 (シート貼り) を示す。
 - ⇄ 避難経路を示す。
 - RC壁を示す。(厚さ100以上)
 - CB壁を示す。(厚さ100以上)
 - ▨ 木下地盤を示す。
 - ▨ LGS壁を示す。
 - ▨ ALC壁を示す。(厚さ100以上)
 - 防火区画 (面積) ラインを示す。
 - 防火区画 (壁穴) ラインを示す。
 - ◆ 屋内消火栓位置を示す。
 - ◆ 消火器位置を示す。
 - 非常用照明 (既設) 位置を示す。
 - 非常用照明 (新設) 位置を示す。
 - 誘導灯 (既設) 位置を示す。
 - 誘導灯 (新設) 及び既設再設置 位置を示す。
※再設置する誘導灯は (再) を表示
 - 自動火災報知設備感知器 (既設) 位置を示す。
 - 自動火災報知設備感知器 (新設) 及び
自動火災報知設備感知器 (既設再設置) 位置を示す。
※再設置する感知器は (再) を表示

改修工事概要

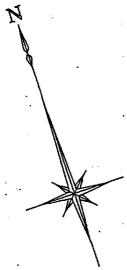
・防火区画整備工事	原則開庁日工事
・議場トップライト屋根耐火工事	仮使用範囲外
・防煙区画改修工事	開庁日工事
・1～3階便所全面改修工事	仮設間仕切り区画
・議場改修工事	扉閉鎖
・既設EV改修工事	仮設間仕切り区画
・無窓居室の既存不燃格柵消工事	扉閉鎖
・防水改修工事 (2階屋上、議場屋上)	仮使用範囲外
・屋上通路撤去工事	仮使用範囲外
・CB壁改修工事 (議場機械室)	仮使用範囲外
・北側通用口改修工事	仮使用範囲外
・耐震補強工事 (アウトフレーム)	仮使用範囲外
・南側屋外直通階段更新工事	仮使用中代替え措置



- 凡例
- ▭ 仮使用範囲を示す。 ※PH階は仮使用範囲外。
 - ▨ 改修工事範囲を示す。
 - ▧ 法規対応改修工事範囲を示す。
 - 仮設間仕切り壁を示す。
 - 防煙垂れ壁設置位置を示す。 ※閉庁日工事とする。
 - 簡易バリアード（カラーコーン・バー）を示す。
 - ⇄ 床面進行標示（シート貼り）を示す。
 - ⇄ 避難経路を示す。

- ▬ RC壁を示す。（厚さ100以上）
- ▬ CB壁を示す。（厚さ100以上）
- ▨ 木下地盤を示す。
- ▬ LGS壁を示す。
- ▬ ALC壁を示す。（厚さ100以上）
- ▬ 防火区画（面積）ラインを示す。
- ▬ 防火区画（壁）ラインを示す。
- ◆ 屋内消火栓位置を示す。
- ◆ 消火器位置を示す。
- 非常用照明（既設）位置を示す。
- 非常用照明（新設）位置を示す。
- 誘導灯（既設）位置を示す。
- 誘導灯（新設）及び誘導灯（既設再設置）位置を示す。
※再設置する誘導灯は（再）を表示
- 自動火災報知設備感知器（既設）位置を示す。
- 自動火災報知設備感知器（新設）及び自動火災報知設備感知器（既設再設置）位置を示す。
※再設置する感知器は（再）を表示

改修工事概要	
・防火区画整備工事	原則閉庁日工事
・議場上トプライト屋根耐火工事	仮使用範囲外
・防煙区画改修工事	閉庁日工事
・1～3階便所全面改修工事	仮設間仕切りで区画
・議場改修工事	閉鎖
・既設EV改修工事	仮設間仕切りで区画
・無窓居室の既存不燃格柵消工事	閉鎖
・防水改修工事（2階屋上、議場屋上）	仮使用範囲外
・屋上通路撤去工事	仮使用範囲外
・CB壁改修工事（議場機械室）	仮使用範囲外
・北側通風口改修工事	仮使用範囲外
・耐震補強工事（アウトフレーム）	仮使用範囲外
・南側屋外壁通風段更新工事	仮使用中代替措置

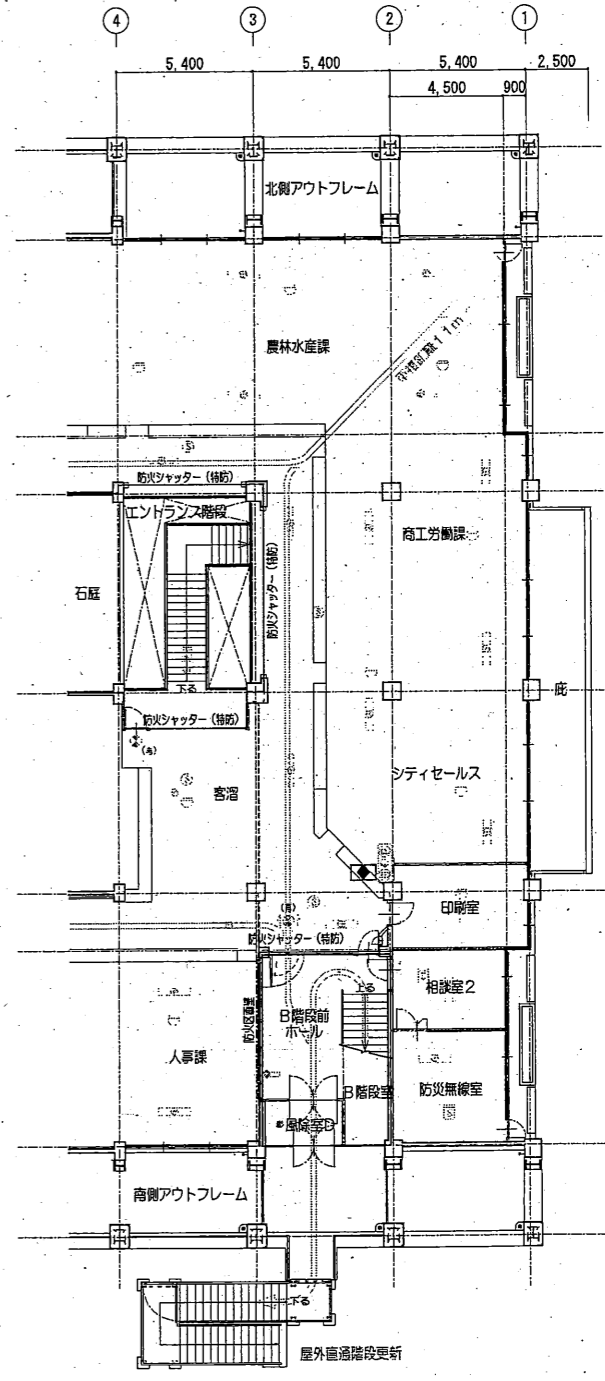
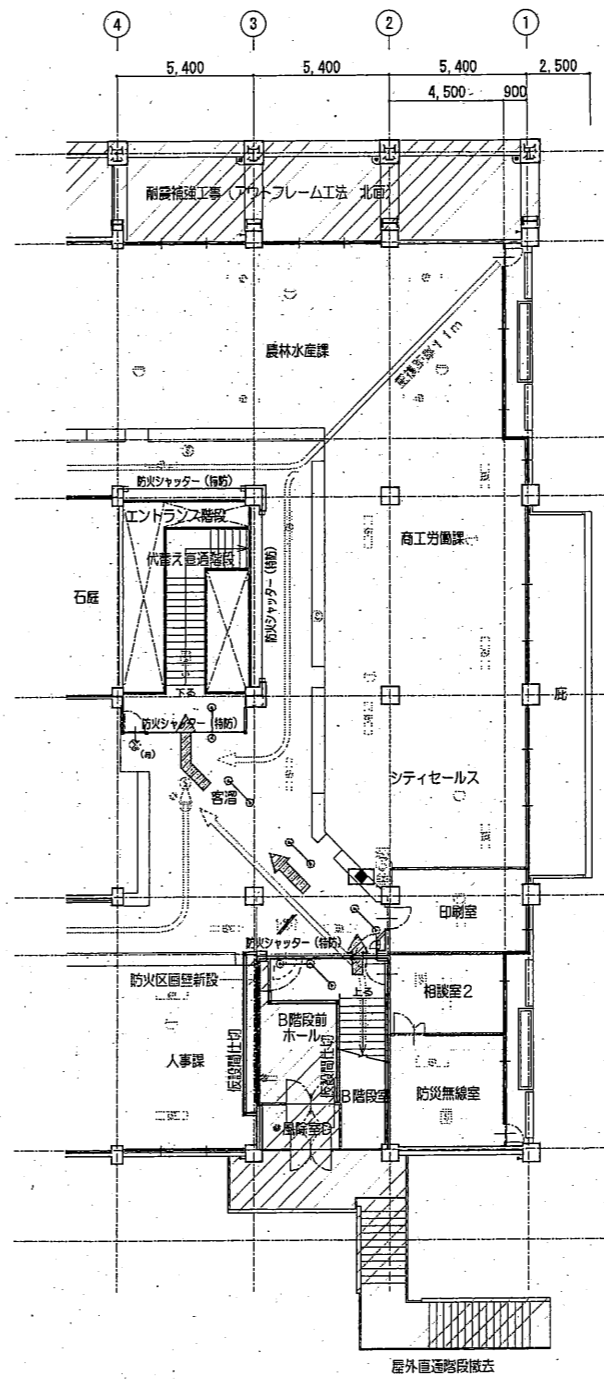
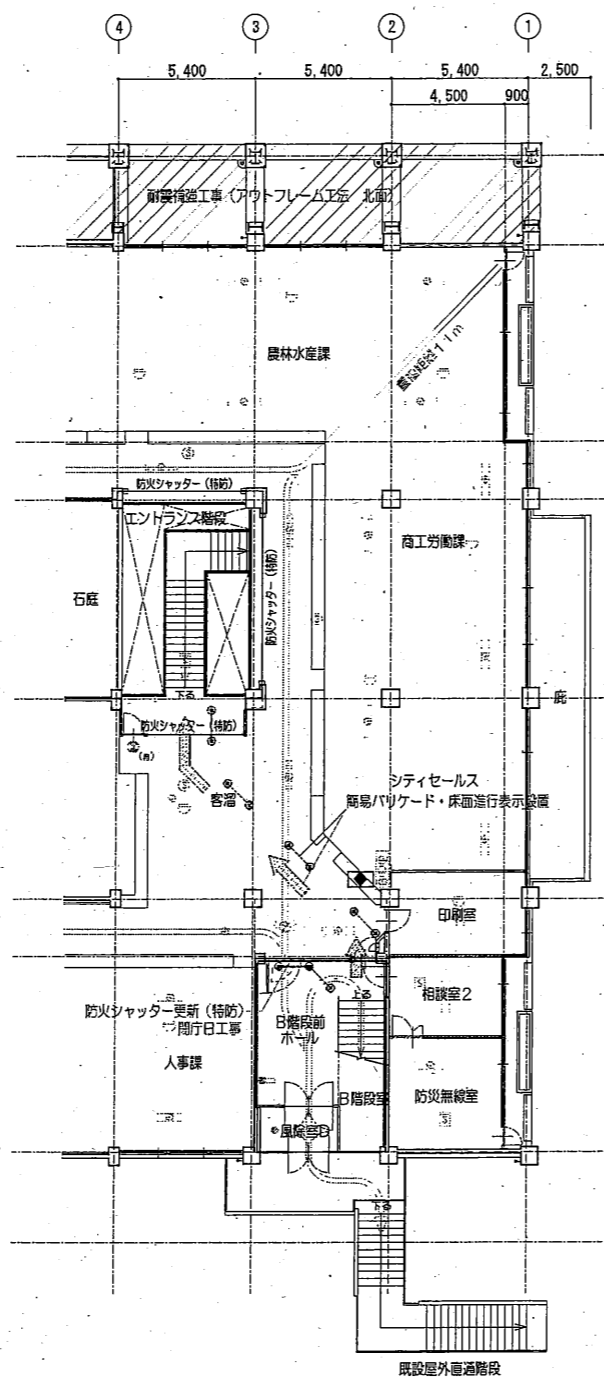
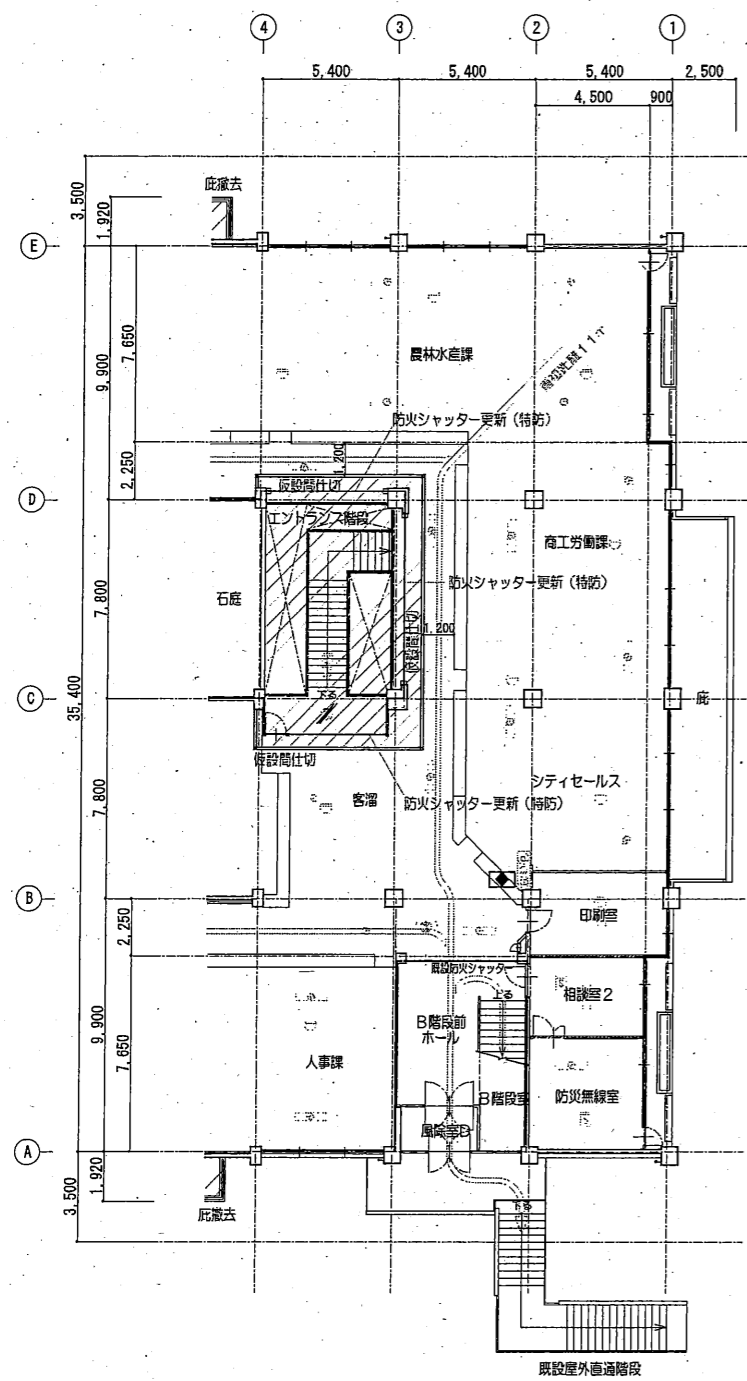


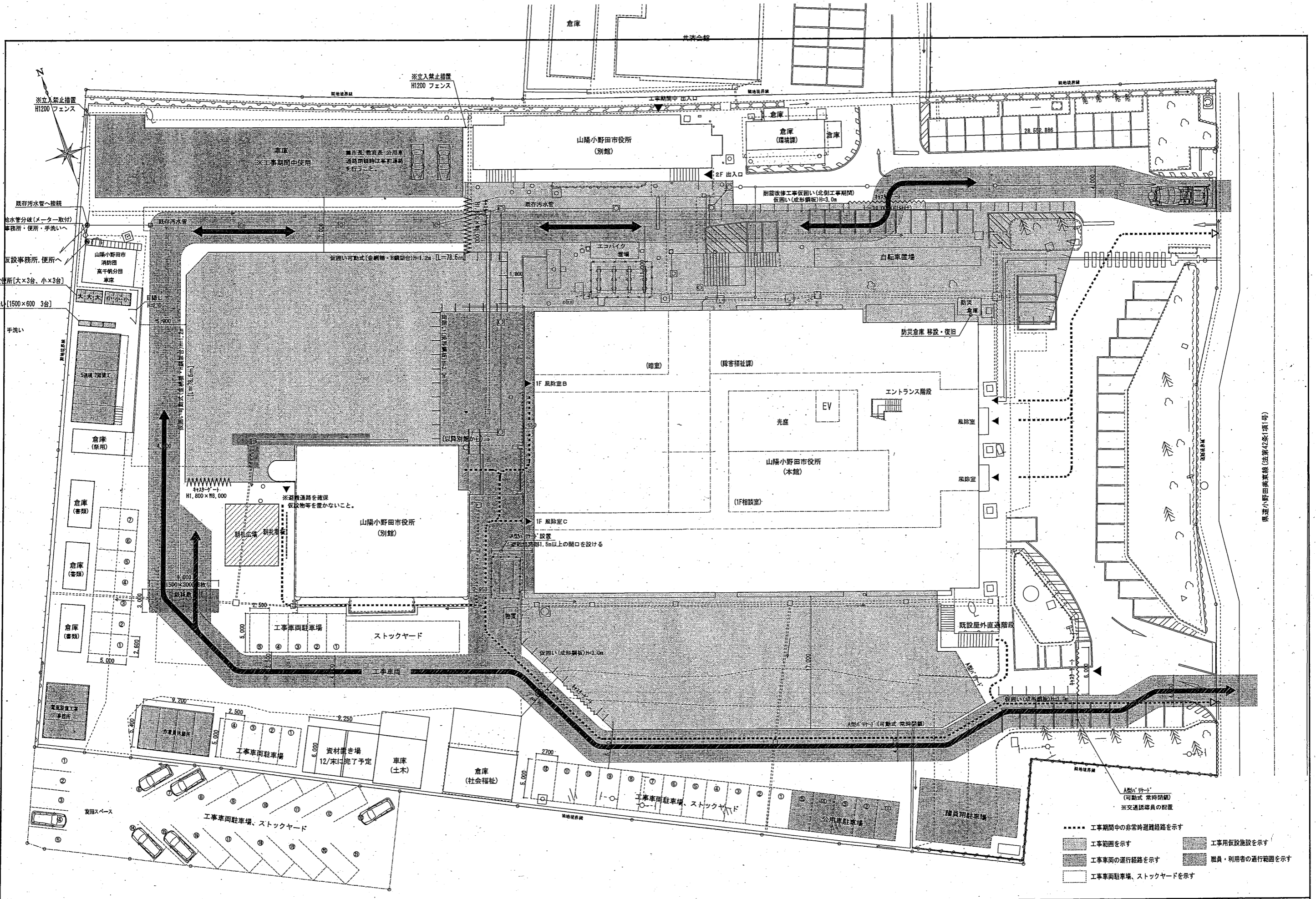
凡例	
	仮使用範囲を示す。 ※PH階は仮使用範囲外。
	改修工事範囲を示す。
	法規対策改修工事範囲を示す。
	仮設間仕切り壁を示す。
	防煙垂れ壁設置を示す。 ※開庁日工事とする。
	簡易バリケード(カラーコーン・バー)を示す。
	床面進行表示(シート貼り)を示す。
	避難経路を示す。

	RC壁を示す。(厚さ100以上)
	CB壁を示す。(厚さ100以上)
	木下地盤を示す。
	LGS壁を示す。
	ALC壁を示す。(厚さ100以上)
	防火区画(面積)ラインを示す。
	防火区画(壁穴)ラインを示す。

	屋内消火栓位置を示す。
	消火器位置を示す。
	非常用照明(既設)位置を示す。
	非常用照明(新設)位置を示す。
	誘導灯(既設)位置を示す。 ※取外しする誘導灯は二重斜線で表示
	誘導灯(新設)及び誘導灯(既設再設置)位置を示す。 ※再設置する誘導灯は(再)を表示

	自動火災報知設備感知器(既設)位置を示す。
	自動火災報知設備感知器(新設)及び 自動火災報知設備感知器(既設再設置)位置を示す。 ※再設置する感知器は(再)を表示





山陽小野田市美東線(法第424号1項1号)

山口県長門市山崎4295番地の8 TEL 0837-26-1580 一級建築士事務所 山口県知事登録 第1378号 株式会社 藤田建築設計事務所	一級建築士登録 第50008号 建築設備士登録 第0200-2891LU号 藤田 忠義	設計者	法適合確認	工事名称 市役所本庁舎整備事業(建築主体工事・機械設備工事)	前面名 改修前 配置図	縮尺(A2:100% A3:71%) 1:300 1:1**	図面番号 A-01
		管理建築士 一級建築士 第330428号 田中謙介	設計年月日 No.	備考 ***			

市役所駐車場台数

	前	減	後
来庁者用	77	△35	42
公用車	71		71
職員用	314	△91	223
合計	462	△126	336

※議員駐車場合含む

市役所職員数 382人（臨時、再任用等含む）

自動車登録台数 347人（市議会議員含む）

～2km未満 86人 ノーマイカー協力

2km～3km未満 27人 23人外部へ駐車協力等（うち徒歩3人、借用5人）

水道局 14人

合計 127人

○山陽小野田市庁舎管理規則

平成17年3月22日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、公務の正常かつ円滑な執行を確保するため、庁舎における秩序の維持、保全その他庁舎の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「庁舎」とは、市長が管理する本庁並びに出先機関の建物、その敷地及びその他の設備をいう。

(庁舎の管理に関する事務の担当)

第3条 庁舎の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者がこれを掌理する。

(1) 本庁の庁舎 総務部総務課長

(2) 出先機関の庁舎 当該出先機関の長

2 市長は、庁舎管理上特に必要があると認める場合には、前項各号に掲げる者のほかに、庁舎の管理に関する事務を行う者を指定することができる。

(庁舎管理事務の総括)

第4条 庁舎の管理に関する事務は、総務部長が総括する。

(職員の協力義務)

第5条 職員は、庁舎における秩序の維持及び保全について、常に積極的に協力しなければならない。

(禁止行為)

第6条 何人も、庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 正当な理由なく爆発物その他危険物を持ち込むこと。

(2) 爆発又は引火のおそれのある物の近くで火気を取り扱うこと。

(3) 庁舎又は庁舎内の物件を損傷又は汚損すること。

(4) 示威又はけん騒にわたる行為その他通行の妨害になる行為をすること。

(5) 職員に面会を強要し、又は乱暴な言動を行うこと。

(6) 出入りを禁止した区域に立ち入ること。

(7) 職員に金銭、物品等を強要し、又は押売をすること。

(8) 指定された場所以外で喫煙をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公務の執行又は庁舎の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(許可を必要とする行為)

第7条 庁舎において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。

(2) 物品の販売、宣伝、その他の商行為又はものの勧誘若しくは寄附の募集その他これらに類する行為をすること。

(3) 公用を目的とするもの以外の広告物、文書図画等(以下「広告物等」という。)を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板立札類を設置すること。

(4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。

(5) 旗、幕、プラカードその他これらに類する物又は拡声機、宣伝車等を所持し、使用し、又は持ち込むこと。

(6) 公用を目的とする以外のアンケート箱等の設置及び回収を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が庁舎の管理上許可の申出を必要と認める行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、あらかじめ申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により許可をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、当該申請人に許可証(様式第2号)を交付するものとする。ただし、第1項第2号に掲げる行為については、胸章(様式第3号)を交付することによって、同項第3号に掲げる行為については、当該広告物等及び看板立札類に許可証印(様式第4号)を押印することによってこれに替えることができる。

5 市長は、庁舎における秩序の維持その他庁舎の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可を取り消すことができる。

(違反に対する措置命令等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎への立入りを拒み、庁舎からの退去を命じ、違反行為の中止を命じ、又は違反物件の撤去を命ずることができる。

- (1) 第6条又は第7条の規定に違反した者
- (2) 前条第3項の規定による条件又は指示に違反した者

2 市長は、前項の規定により違反物件の撤去を命じた場合において、当該物件の撤去を命ぜられた者がこれに応じないときは、当該物件を撤去することができる。

(集団立入りの制限)

第9条 多数の者が陳情、参観等の目的で庁舎に入ろうとする場合において、市長は、庁舎における秩序の維持その他庁舎管理上必要があると認めるときは、庁舎へ入る者の人数、時間又は行動の場所を制限する等必要な措置を講ずることができる。

(駐車場の指定等)

第10条 市長は、庁舎における自動車その他の車両(以下「車両」という。)の駐車区域を指定することができる。

2 市長は、庁舎管理上必要があると認めるときは、庁舎における車両の通行若しくは駐車を制限し、又はこれを禁止することができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小野田市庁舎管理規則(昭和52年小野田市規則第1号)又は山陽町庁内取締規則(昭和41年山陽町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年2月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

山 総 第 2 3 0 9 号
令和元年(2019年)10月30日

新生町第一自治会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について（お知らせ）

霜降の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市役所本庁舎は、竣工から55年を経過し老朽化が進んでいることから、耐震改修等工事を下記のとおり施工いたします。

工事に際しては、建物の一部解体を伴うことから大きな騒音の発生が予想され、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立ち入りも制限することとなります。

騒音規制法等法令を遵守し、安全で確実な施工に努めてまいります。周辺住民の皆様には御不便と御迷惑をおかけすることになります。

皆様の御理解と御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、市役所総務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業名 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）
2. 施工期間 令和元年11月から令和3年3月まで
3. 請負業者 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同事業体
4. 仮設図 別紙のとおり

山陽小野田市総務課庁舎耐震対策室

担当：白井、田島

TEL 82-1121

山 総 第 2 3 0 9 号
令和元年(2019年)10月30日

新生町第二自治会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について（お知らせ）

霜降の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市役所本庁舎は、竣工から55年を経過し老朽化が進んでいることから、耐震改修等工事の下記のとおり施工いたします。

工事に際しては、建物の一部解体を伴うことから大きな騒音の発生が予想され、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立ち入りも制限することとなります。

騒音規制法等法令を遵守し、安全で確実な施工に努めてまいります。周辺住民の皆様には御不便と御迷惑をおかけすることになります。

皆様の御理解と御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、市役所総務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業名 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）
2. 施工期間 令和元年11月から令和3年3月まで
3. 請負業者 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同事業体
4. 仮設図 別紙のとおり

山陽小野田市総務課庁舎耐震対策室

担当：臼井、田島

TEL 82-1121

山 総 第 2 3 0 9 号

令和元年(2019年)10月30日

高千帆土地改良区理事長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について (お知らせ)

霜降の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市役所本庁舎は、竣工から55年を経過し老朽化が進んでいることから、耐震改修等工事を下記のとおり施工いたします。

工事に際しては、建物の一部解体を伴うことから大きな騒音の発生が予想され、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立ち入りも制限することとなります。

騒音規制法等法令を遵守し、安全で確実な施工に努めてまいります。周辺住民の皆様には御不便と御迷惑をおかけすることになります。

皆様の御理解と御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、市役所総務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業名 市役所本庁舎整備事業 (建築主体工事・機械設備工事)
2. 施工期間 令和元年11月から令和3年3月まで
3. 請負業者 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同事業体
4. 仮設図 別紙のとおり

山陽小野田市総務課庁舎耐震対策室

担当：白井、田島

TEL 82-1121

山 総 第 2 3 0 9 号
令和元年(2019年)10月30日

高千帆土地改良区新生町水利部長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について (お知らせ)

霜降の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市役所本庁舎は、竣工から55年を経過し老朽化が進んでいることから、耐震改修等工事の下記のとおり施工いたします。

工事に際しては、建物の一部解体を伴うことから大きな騒音の発生が予想され、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立ち入りも制限することとなります。

騒音規制法等法令を遵守し、安全で確実な施工に努めてまいります。周辺住民の皆様には御不便と御迷惑をおかけすることになります。

皆様の御理解と御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、市役所総務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業名 市役所本庁舎整備事業 (建築主体工事・機械設備工事)
2. 施工期間 令和元年11月から令和3年3月まで
3. 請負業者 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同事業体
4. 仮設図 別紙のとおり

山陽小野田市総務課庁舎耐震対策室

担当：臼井、田島

TEL 82-1121

山 総 第 2 3 0 9 号

令和元年(2019年)10月30日

高千帆土地改良区理事 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について (お知らせ)

霜降の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市役所本庁舎は、竣工から55年を経過し老朽化が進んでいることから、耐震改修等工事を下記のとおり施工いたします。

工事に際しては、建物の一部解体を伴うことから大きな騒音の発生が予想され、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立ち入りも制限することとなります。

騒音規制法等法令を遵守し、安全で確実な施工に努めてまいります。周辺住民の皆様には御不便と御迷惑をおかけすることになります。

皆様の御理解と御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、市役所総務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業名 市役所本庁舎整備事業 (建築主体工事・機械設備工事)
2. 施工期間 令和元年11月から令和3年3月まで
3. 請負業者 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同事業体
4. 仮設図 別紙のとおり

山陽小野田市総務課庁舎耐震対策室

担当：白井、田島

TEL 82-1121

山 総 第 2 3 0 9 号
令和元年(2019年)10月30日

市役所周辺にお住まいの皆様へ

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について（お知らせ）

霜降の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市役所本庁舎は、竣工から55年を経過し老朽化が進んでいることから、耐震改修等工事の下記のとおり施工いたします。

工事に際しては、建物の一部解体を伴うことから大きな騒音の発生が予想され、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立ち入りも制限することとなります。

騒音規制法等法令を遵守し、安全で確実な施工に努めてまいります。周辺住民の皆様には御不便と御迷惑をおかけすることになります。

皆様の御理解と御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、市役所総務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業名 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）
2. 施工期間 令和元年11月から令和3年3月まで
3. 請負業者 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同事業体
4. 仮設図 別紙のとおり

山陽小野田市総務課庁舎耐震対策室

担当：白井、田島

TEL 82-1121

山 総 第 2 4 5 2 号

令和元年(2019年)11月13日

第二日の出自治会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について（お知らせ）

霜降の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市役所本庁舎は、竣工から55年を経過し老朽化が進んでいることから、耐震改修等工事の下記のとおり施工いたします。

工事に際しては、建物の一部解体を伴うことから大きな騒音の発生が予想され、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立ち入りも制限することとなります。

騒音規制法等法令を遵守し、安全で確実な施工に努めてまいります。周辺住民の皆様には御不便と御迷惑をおかけすることになります。

皆様の御理解と御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、市役所総務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業名 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）
2. 施工期間 令和元年11月から令和3年3月まで
3. 請負業者 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同事業体
4. 仮設図 別紙のとおり

山陽小野田市総務課庁舎耐震対策室

担当：臼井、田島

TEL 82-1121

班 回 覧												
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

山 総 第 2 3 0 9 号

令和元年(2019年)10月30日

市役所周辺にお住まいの皆様へ

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について（お知らせ）

霜降の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市役所本庁舎は、竣工から55年を経過し老朽化が進んでいることから、耐震改修等工事を下記のとおり施工いたします。

工事に際しては、建物の一部解体を伴うことから大きな騒音の発生が予想され、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立ち入りも制限することとなります。

騒音規制法等法令を遵守し、安全で確実な施工に努めてまいります。周辺住民の皆様には御不便と御迷惑をおかけすることになります。

皆様の御理解と御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、市役所総務課まで御連絡いただきますようお願いいたします。

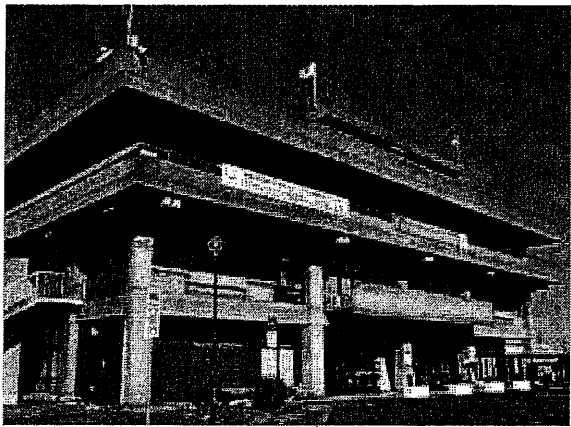
記

1. 事業名 市役所本庁舎整備事業（建築主体工事・機械設備工事）
2. 施工期間 令和元年11月から令和3年3月まで
3. 請負業者 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同事業体
4. 仮設図 別紙のとおり

山陽小野田市総務課庁舎耐震対策室

担当：臼井、田島

TEL 82-1121



市役所本庁舎の改修工事を行います

市役所本庁舎は、築後55年以上を経過し、耐震補強が必要なため、本年11月から令和3年3月までの期間、耐震改修工事や老朽化対策工事などを行います。

工事期間中、市役所の業務は現庁舎で継続しますが、期間中は市役所敷地の一部立ち入り制限や騒音、来庁者の駐車場不足等が発生し、ご迷惑をおかけすることがあります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

図総務課庁舎耐震対策室 (☎ 82-1121)

【耐震改修工事】

大規模な地震が発生しても倒壊せず、行政機能を維持できるよう、本庁舎本館の南北に鉄骨鉄筋コンクリートのアウトフレーム*を新設します。



※アウトフレーム工法：既設建物の外側に新設フレーム構築する方法です。柱と梁を鉄骨鉄筋コンクリートとし、強固な基礎を設置します。接合には、施工アンカーを用います。

【老朽化対策工事】

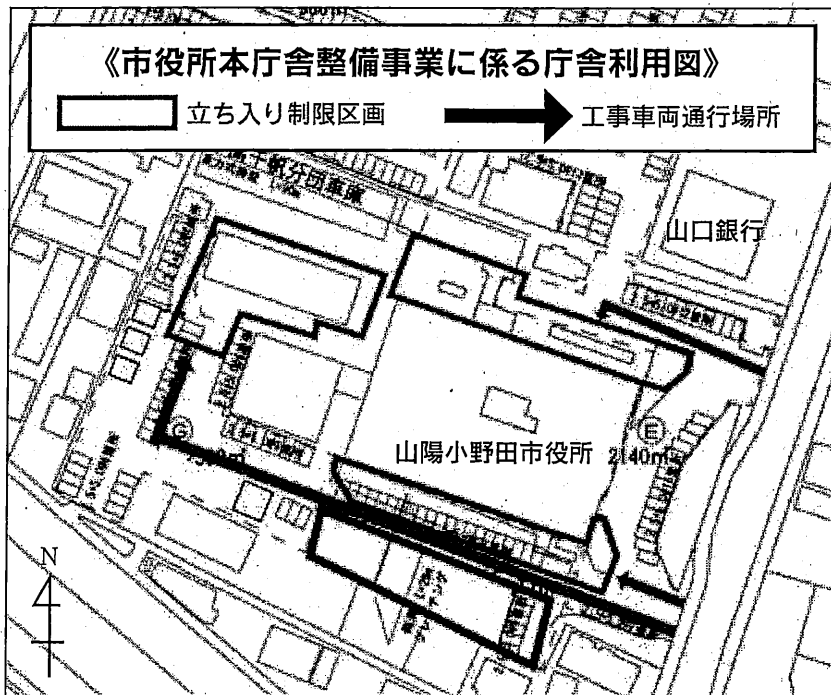
防火区画等を現在の建築基準法に合致したものに改修するとともに、給排水設備やトイレ等、老朽化した設備の改修工事を行います。

【防災対策工事】

不足する執務スペースを確保するとともに、災害時にライフラインが途絶した際の備えを強化するため、2階建ての別棟を新築します。

《市役所本庁舎整備事業に係る庁舎利用図》

□ 立ち入り制限区画 → 工事車両通行場所



※工事に伴い、駐車場が不足する場合があります。

※工事用車両が市役所敷地内を出入りします。通行にはご注意ください。

※工事期間中の仮囲いの位置および工事用車両の往来経路は、左記の「庁舎利用図」とおりです。工事の進捗状況により変更する場合がありますので、随時、市ホームページなどでお知らせします。

※耐震診断結果や工事内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) > [組織で探す](#) > [総務課](#) > 市役所本庁舎整備事業について

市役所本庁舎整備事業について

更新日：2019年12月18日更新

昭和38年に建設され老朽化が進んでいる市役所本庁舎は、平成26年度に耐震2次診断を行った結果、耐震性に問題があるとの結果が示されました。

そのため、平成29年度に本館の外壁劣化調査及び老朽化等調査を行い、その結果をもとに平成30年度以降設計業務を行っており、令和元年度からは耐震補強、老朽化対策工事及び防災対策工事に着手します。

市役所をご利用の皆様へ

工事期間中は、安全面に十分配慮するため、工事箇所周辺に仮囲いを設置します。

また、工事用車両が市役所敷地内を往来することとなります。

そのため、市役所敷地内の移動や駐車についてご不便、ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事のスケジュールは、以下の「全体工程表」のとおり、工事期間中の仮囲いの位置及び工事用車両の往来経路は、以下の「庁舎配置図」のとおりですが、工事の進捗状況により変更となりますので、随時お知らせいたします。

 [全体工程表 \[PDFファイル/33KB\]](#)

 [庁舎配置図 \[PDFファイル/226KB\]](#)

庁舎への出入り口の制限について

令和元年12月20日（金）から令和3年2月までの間、庁舎の南側及び北側で工事を行うため、庁舎本館及び別館への出入り口は庁舎本館正面玄関のみとなります。

屋外階段、本館北口、別館正面玄関及び別館西口は利用できなくなります。大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

夜間及び休日の窓口対応について

令和元年12月20日（金）から令和3年2月までの間、工事の実施に伴い本館北口が利用できなくなるため、今まで夜間及び休日に本館北口で行っていた婚姻届、死亡届等の受付等の事務は、本館正面玄関で行います。

ご用の際は、本館正面玄関に設置してあるインターホンを鳴らし、応答した守衛に用件をお伝えください。守衛が正面玄関で対応します。

なお、守衛は庁舎内を巡回することがありますので、しばらくお待ちすることがありますのでご了承ください。
巡回の最後に必ず正面玄関を経由しますので、直接守衛にお声掛けいただくか、再度インターホンを鳴らしてください。

本館トイレの全面改修及び仮設トイレの設置について

令和2年2月から8月までの間、本館トイレの全面改修を行います。

この間、本館のトイレはすべて使用できなくなります。


本館トイレの改修中は、本館西側に仮設トイレを設置しますので、ご利用ください。


なお、仮設トイレに身体障がい者用トイレはありませんので、ご足労をおかけしますが、別館の身体障がい者用トイレをご利用ください。

山陽小野田市役所本庁舎耐震改修基本計画

平成30年2月に、山陽小野田市役所本庁舎耐震改修基本計画を策定し、市役所本庁舎の整備計画を定めています。

また、平成30年5月に、仮設庁舎を建てずに現庁舎において業務を継続しながら市役所本庁舎を整備していく計画に改めています。

 [山陽小野田市役所本庁舎耐震改修基本計画 \[PDFファイル/1.22MB\]](#)

 [基本計画 スケジュール表 \[PDFファイル/60KB\]](#)


完成図


平成30年度に行った実施設計業務において作成した、市役所本庁舎整備事業実施後の庁舎配置図（上から見た図）と立面図（横から見た図）は以下のとおりです。

庁舎配置図


 [庁舎配置図 \[PDFファイル/216KB\]](#)

立面図（本館耐震改修）

 [立面図（耐震改修後本館 東面、北面） \[PDFファイル/273KB\]](#)

 [立面図（耐震改修後本館 西面、南面） \[PDFファイル/238KB\]](#)

立面図（新築第2別館）

 [立面図（新築 第2別館） \[PDFファイル/163KB\]](#)

進捗状況

市役所本庁舎整備事業の進捗状況は、以下の「市役所本庁舎整備事業進捗状況一覧表」とおりです。

市役所本庁舎整備事業進捗状況一覧表

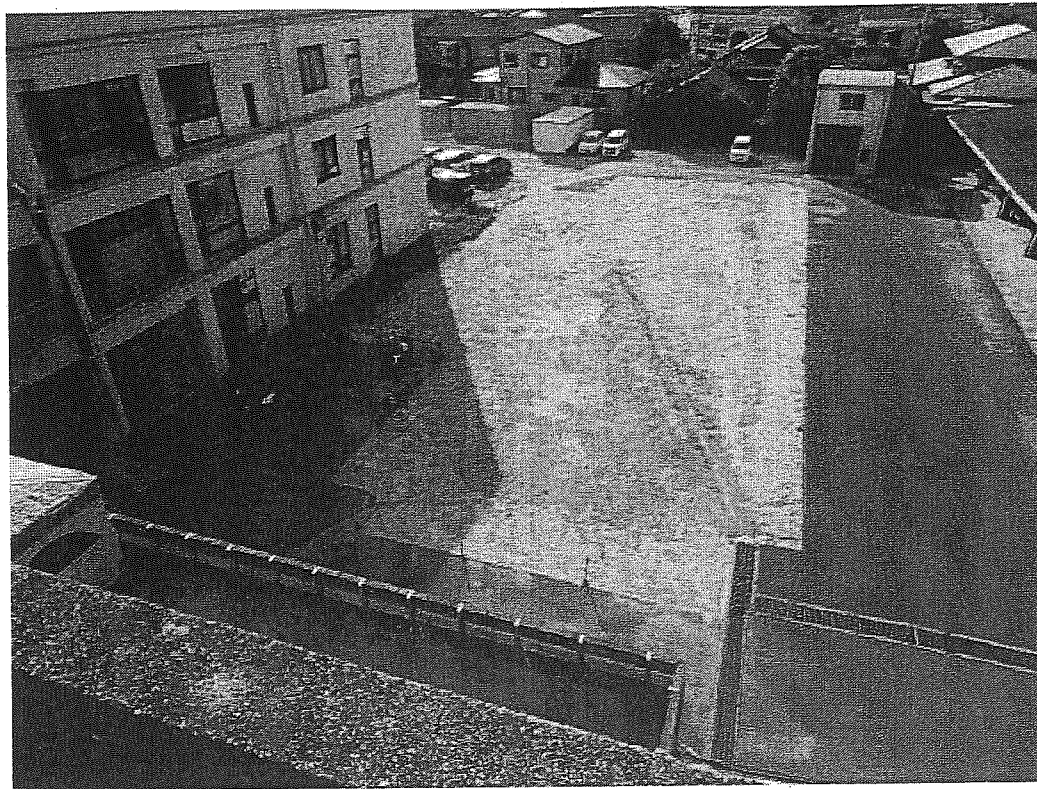
令和元年11月15日現在

実施年度	業務/工事名	入札執行 状況	受注業者	進捗・工期
平成26 年度	市役所庁舎耐震2次診断業務委託	済	株式会社 藤田 建築設計事務所	完了
平成27 年度	山陽小野田市役所庁舎整備基本方針検討 支援業務委託	済	株式会社 K構 造研究所	完了
平成29 年度	山陽小野田市役所庁舎老朽化調査等業務 委託	済	株式会社 藤田 建築設計事務所	完了
平成30 年度	山陽小野田市役所本庁舎耐震改修事業 (地質調査業務委託)	済	株式会社 宇部 建設コンサルタン ト	完了
平成30 年度	山陽小野田市役所本庁舎耐震改修事業 (測量業務委託)	済	株式会社 宇部 建設コンサルタン ト	完了
平成30 年度	山陽小野田市役所本庁舎耐震改修事業 (樹木伐採運搬処理業務委託)	済	有限会社 木原 石水園	完了
平成30 年度	山陽小野田市役所本庁舎耐震改修事業 (耐震改修実施設計業務委託)	済	株式会社 藤田 建築設計事務所	完了
平成30 年度～令 和元年度	市役所本庁舎整備事業(老朽化対策工事 等実施設計業務委託)	済	株式会社 K構 造研究所	完了
平成30 年度	市役所本庁舎整備事業(第2車庫解体実 施設計業務委託)	済	株式会社 翔設 計	完了
平成30 年度	市役所本庁舎整備事業(別棟新築実施設 計業務委託)	済	株式会社 藤田 建築設計事務所	完了
平成30 年度	市役所本庁舎整備事業(北側駐車場樹木 伐採運搬処理業務委託)	済	有限会社 高田 庭園	完了
令和元 年度	市役所本庁舎整備事業(第2車庫解体工 事)	済	有限会社 片山 組	完成(R1.9.3)
	市役所本庁舎整備事業(倉庫建築工事)	済		

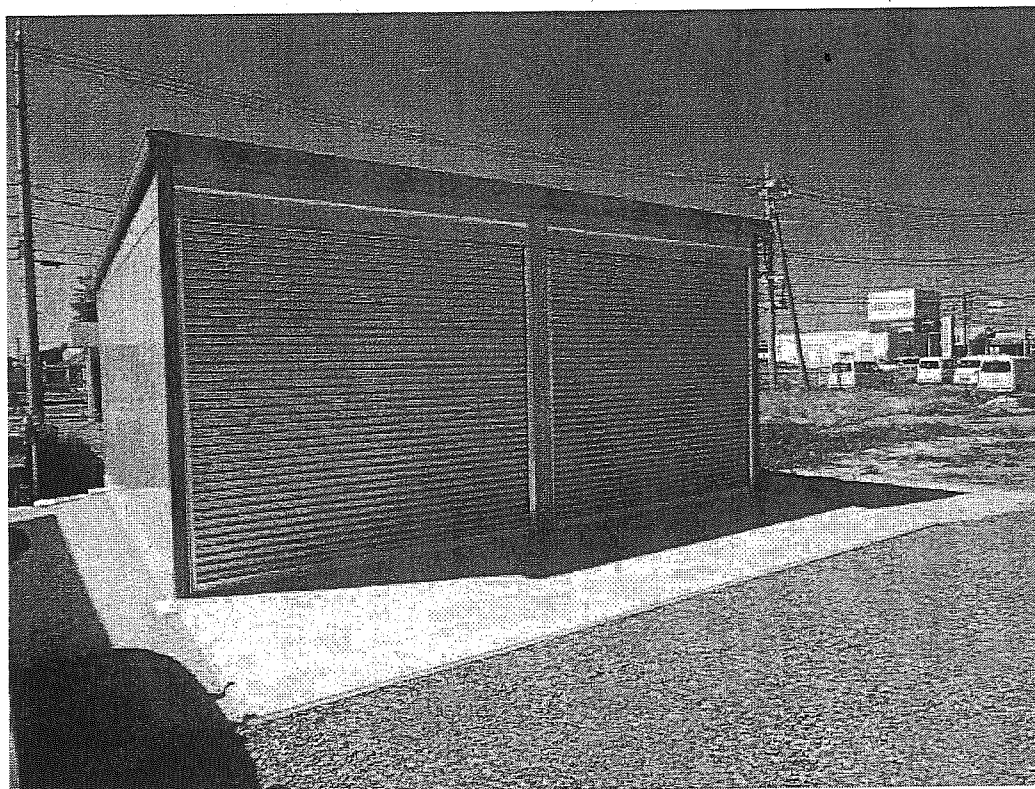
実施年度	業務/工事名	入札執行 状況	受注業者	進捗・工期
令和元年度			カイト工業 株式会社	完成 (R1.9.11)
令和元年度	市役所本庁舎整備事業 (電気施設等設計業務委託)	済	株式会社 藤田 建築設計事務所	R1.7.4~R2.1.15
令和元年度~令和2年度	市役所本庁舎整備事業 (建築主体工事・機械設備工事)	済	市役所本庁舎整備事業 (建築主体工事・機械設備工事) 長沢建設・富士産業・進栄建設特定建設工事共同企業体	R1.10.30~R3.3.31
令和元年度~令和2年度	市役所本庁舎整備事業 (電気設備工事)	済	太陽産業 株式会社	R1.11.5~R3.3.31
令和元年度~令和2年度	市役所本庁舎整備事業 (工事監理業務委託)	済	株式会社 翔設計	R1.10.30~R3.3.31
令和元年度~令和2年度	市役所本庁舎整備事業 (電気施設等更新・移設工事)	令和2年 1月~3 月 (予定)		

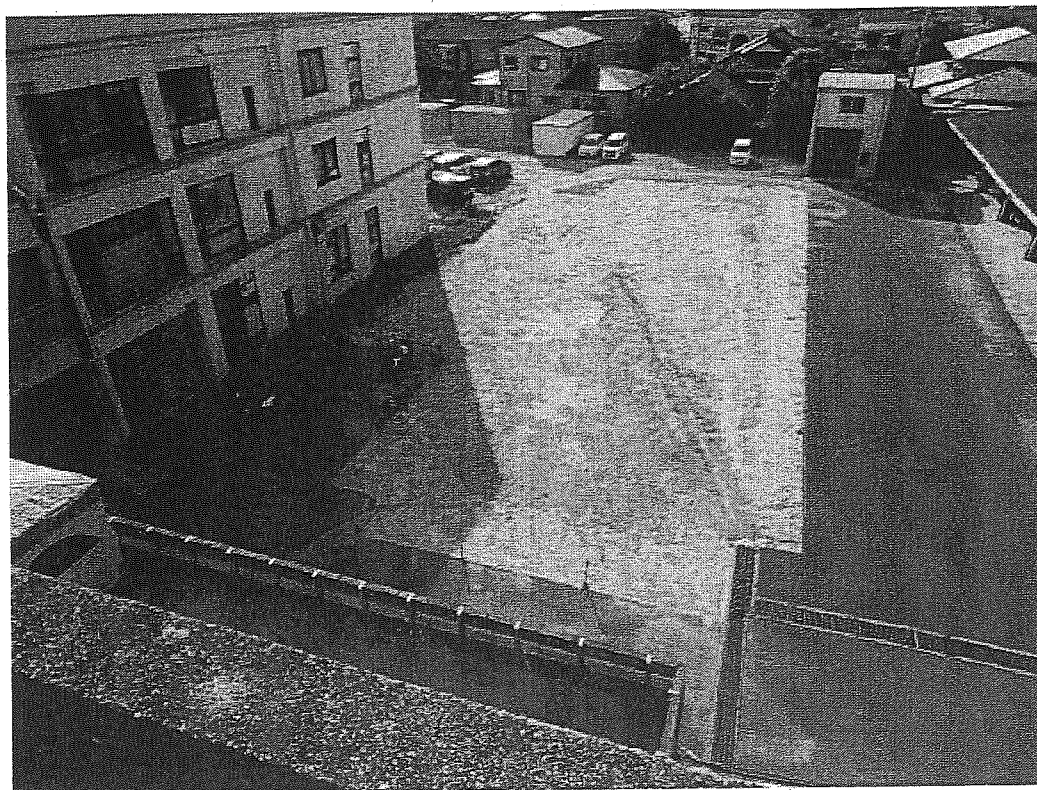
工事完成写真

第2車庫解体工事

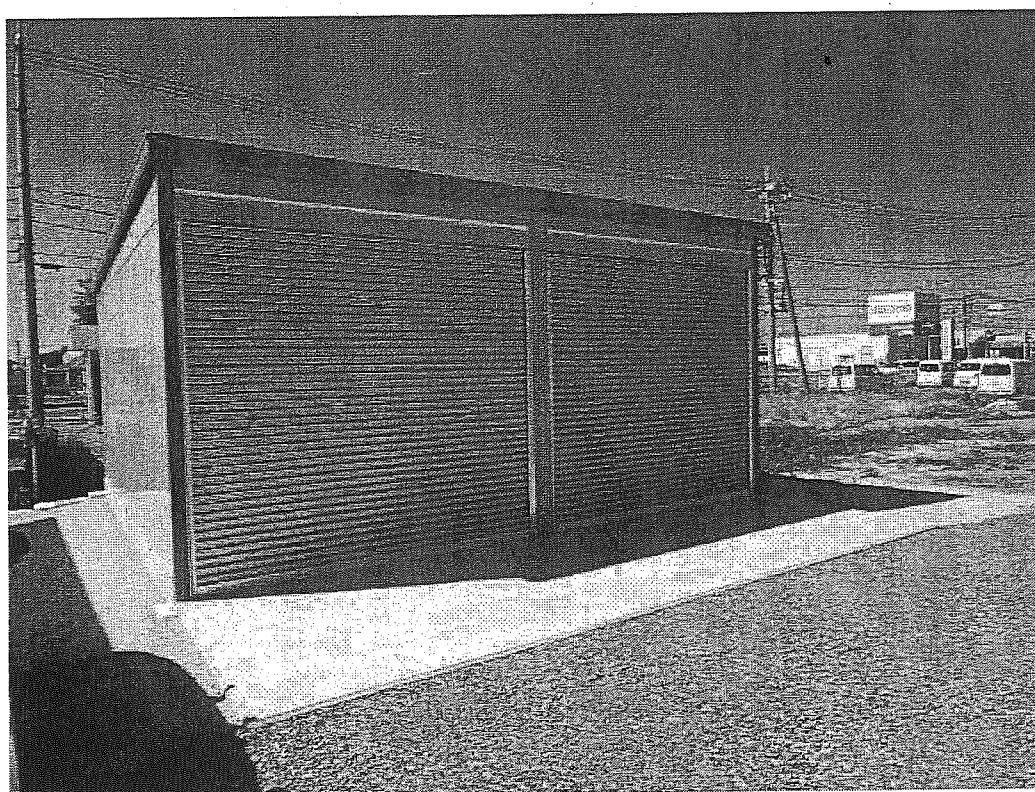


倉庫建築工事





倉庫建築工事



山 総 第 3 0 8 4 号
令和 2 年 (2020 年) 1 月 1 5 日

自治会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る班回覧について (お願い)

小寒の候、皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から市行政の推進に格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

山陽小野田市役所本庁舎は、12月から本格的な耐震工事に着手しており、庁舎出入口や駐車場について変更が生じております。

市民の方々への周知のため、既に市広報11月15日号や市ホームページでお知らせをしたところですが、それでは不十分との御意見もあり、さらなる周知徹底のために別紙のお知らせを作成しました。

本来であれば、直接御説明をさせていただくところですが、既に工事が始まっていることもあり、取り急ぎ御連絡をさせていただくことになりました。この旨、どうぞ御理解ください。

つきましては、大変御手数とは存じますが、貴自治会において班回覧していただきますようお願いいたします。

なお、何かありましたら、下記まで御連絡くださいますようお願いいたします。

総務課庁舎耐震対策室

TEL 82-1121

班 回 覧													
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

市民の皆様へ

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

市役所本庁舎整備事業に係る工事の施工について（お知らせ）

広報やホームページでもお知らせをしておりますが、山陽小野田市役所本庁舎は、12月から本格的な耐震工事に着手しており、工事期間は令和3年3月末までの予定で進めているところです。

工事に際しては、危険を防止し、安全を確保する目的で、工事区域を仮囲いで養生する等、一部敷地の立入りを制限しています。そのために、従来よりもお客様駐車場の数が減少して、午前中の時間帯や月曜日などに大変な混雑が生じています。

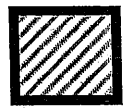
また、別館の建設部、大学推進室や教育委員会に御用のある方は、一部敷地の立入り制限のため、本館正面玄関からお入りいただき、建物の中を歩いて別館へ行く必要があります。

この他にも工事期間中には、御不便、御迷惑をおかけすることがありますが、皆様の御理解と御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務課庁舎耐震対策室

TEL 82-1121

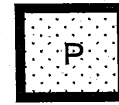
市役所本庁舎整備事業に係る庁舎利用図



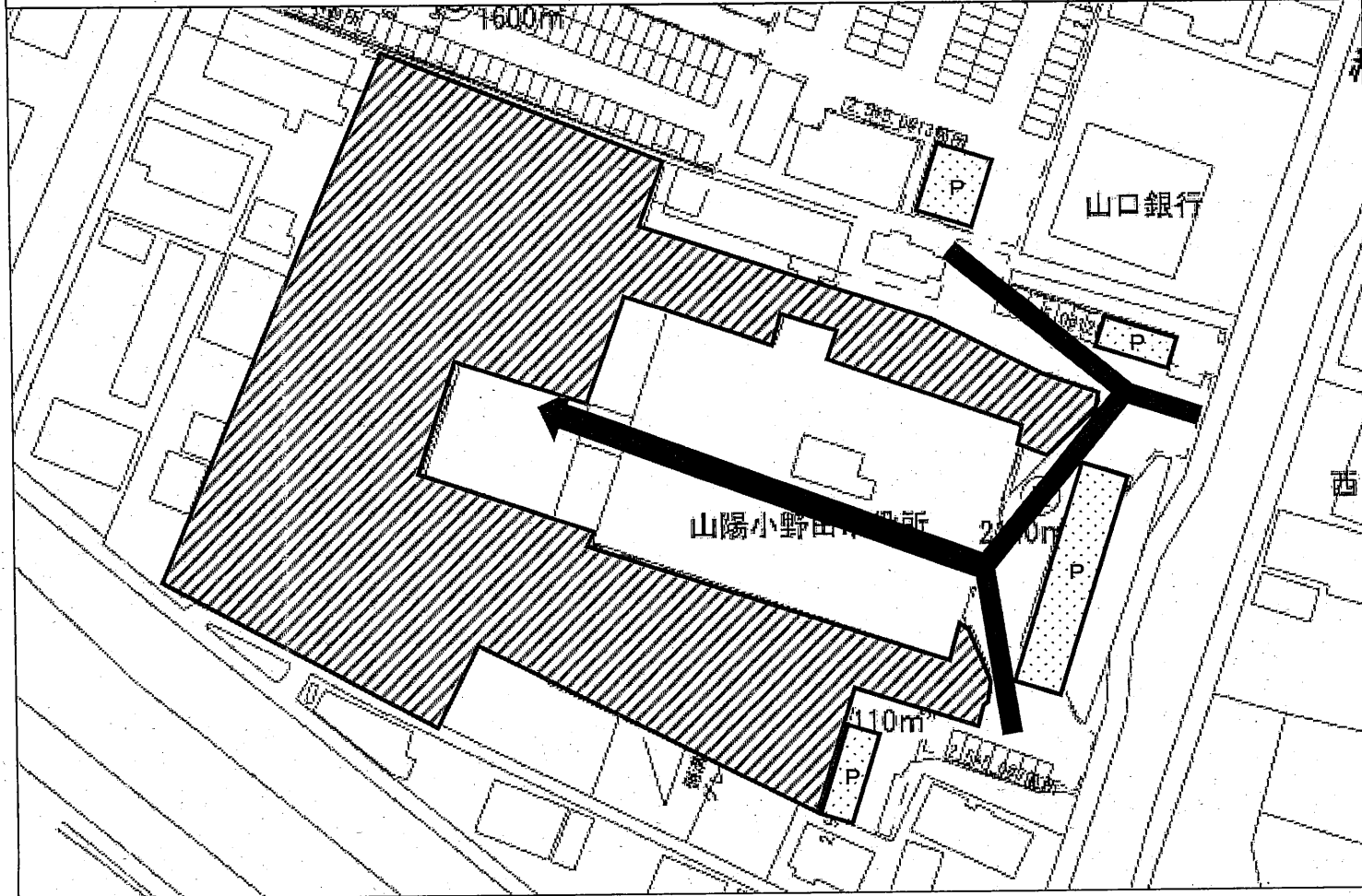
立ち入り制限区画



庁舎への通行経路



お客様駐車場



※工事の状況によって多少の変更が生じることがあります。

山 総 第 4 3 9 号
令和元年(2019年)5月9日

職 員 各 位

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

職員の車両による通勤制限について（通知）

本庁舎耐震改修事業については、今年度から令和2年度末にかけて、別紙工事工程表のとおり、工事を施工します。

これに伴い、市役所敷地内に仮囲い、現場事務所等を設け、工事車両が通行することになり、これまでどおりに駐車スペースを確保することが困難となります。

つきましては、工事を円滑かつ安全に施工するために、下記のとおり、駐車禁止区域を設け、該当する職員の自家用車での通勤を原則禁止としますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

なお、該当職員ではない職員の皆様にも徒歩、自転車、公共交通機関等での通勤に御協力をいただきますよう併せてお願ひします。

記

- 1 制限期間 令和元年5月31日（金）から工事完成の日まで
- 2 該当職員 通勤距離2キロメートル以内の職員
ただし、傷病等やむを得ない理由により徒歩等で通勤することができない者を除く。
- 3 駐車禁止区域 別紙「駐車禁止区域図」のとおり
- 4 工事工程 別紙「工事工程表」のとおり

総務課庁舎耐震対策室

TEL 82-1121

内線 117

担当 白井、田島

山 総 第 2 7 6 2 号
令和元年(2019年)12月9日

職 員 各 位

総 務 部 長

市役所本庁舎整備事業に係る庁舎の利用制限について（通知）

市役所本庁舎整備事業については、令和元年度及び令和2年度において実施することとしていますが、工事定例会議において施工業者から全体工程表及び仮設計画図が提出され、庁舎敷地の一部立ち入り制限範囲等が示されました。

については、下記のとおり庁舎の利用を制限しますので、職員の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、工事の円滑な施工に御協力いただくとともに、市民の皆様に対しても適切な案内、誘導等を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 工事期間 令和元年10月30日から令和3年3月31日まで
(庁舎の利用制限期間は令和元年12月12日から令和3年2月28日まで)
- 2 工事スケジュール 別紙 全体工程表のとおり
- 3 工事仮設計画及び工事車両通行経路 別紙 仮設計画図のとおり
- 4 庁舎利用の変更点 別紙 庁舎配置図のとおり
- 5 変更点の概要

(1) 別館への経路の制限

市役所本庁舎整備事業の実施に伴い、本館と別館をつなぐ渡り廊下の使用ができなくなること及び工事中の安全管理の徹底が必要であることから、外部から別館に行かれるときには、本館正面玄関から本館を抜けて本館西口へ出て、別館へお入りください。

(2) 職員駐車場利用制限及び車両通勤制限

仮囲いの設置により大幅に減少する公用車駐車場及びお客様駐車場の代替として、職員駐車場の一部を使用します。このため、通勤距離が3キロ

メートル未満の職員については、やむを得ない事情がある場合を除き、車両による通勤を禁止します。なお、子育て総合支援センター（スマイルキッズ）駐車場奥にも駐車スペースを用意しますので御利用いただき、お客様駐車場に駐車することのないようお願いします。

(3) 本館北口の使用停止及び正面玄関での夜間休日窓口対応

北側仮囲いの設置期間中は、本館北口が使用できなくなるため、夜間及び休日の出入口を正面玄関に変更します。職員の皆様は、正面玄関の北側自動ドアから、自分で開錠して出入りしていただきますようお願いいたします。開錠時及び施錠時の取扱いについては別途お知らせしますが、防犯のため、開錠後は必ず施錠していただきますようお願いいたします。また、自動ドアの内側に入退庁管理簿を設置しますので、入退庁時には氏名及び入退庁時刻の記入をお願いします。

なお、正面玄関には市民向けにインターホンを設置し、守衛が守衛室から正面玄関まで移動して対応します。夜間又は休日に来庁する市民に対しては、正面玄関への御案内をお願いします。また、夜間又は休日に会議等を行うために、市民が庁舎内に入る際には、必ず正面玄関に職員を配置し、開錠した状態で目を離さないようにしてください。

(4) 本館トイレ全面改修中の対応について

令和2年2月から8月までの間、本館トイレの全面改修を行うことから、本館と別館の間に仮設トイレを設置します。また、その間本館の給水機能が停止しますので、食器を洗う等の理由で水が必要な場合は、別館の水道を御利用いただきますようお願いいたします。

総務課総務係／庁舎耐震対策室

担当 白井、岩壁、田島

内線 114